

# 高岡市開発指導要綱

(平成31年4月現在)

高岡市

# 目 次

第1部	高岡市開発指導要綱	P1	～	P3
第2部	公共施設整備基準	P4	～	P42
第3部	公共施設の帰属及び管理引継ぎ手続き	P43	～	P45
第4部	雨水調整施設設置基準	P46	～	P47

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令及び高岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに定めるもののほか、本市の区域内において行う宅地開発事業等に関連する公共施設及び公益施設の整備に関し、市と当該事業の起業者(以下「起業者」という。)とが協議すべき事項について、必要な基準を定めるものとする。

### (適用事業の範囲)

第2条 この要綱は、次の各号に掲げる開発行為及び宅地造成規制法(昭和36年法律第191号)に準じた開発行為その他宅地開発とみなされる事業(工業立地法(昭和34年法律第24号)に基づく開発行為は除く。)に対して適用する。

- (1) 市街化区域内で行う開発行為で、その面積が1,000平方メートル以上のもの
  - (2) 市街化調整区域内で行う全ての開発行為
  - (3) 区域区分が定められていない都市計画区域内(以下「非線引き都市計画区域」という。)で行う開発行為で、その面積が3,000平方メートル以上のもの又は5区画以上の宅地分譲を目的とするもの
- 2 前項の規定にかかわらず、起業者(同一であると否とを問わない。)が連続又は隣接して事業を行うとき、あるいは機能的に一体と認められる開発で、その合計規模が前項各号に掲げる規模以上となる場合も、この要綱を適用する。

## 第2章 公共施設

### (公共施設の整備)

第3条 起業者は、この章に定めるところにより、道路、準用河川、公園・緑地、消防水利施設、下水道、上水道その他の公共施設をこの要綱及び公共施設整備基準(以下「整備基準」という。)に基づき整備すること。

### (宅地)

第4条 非線引き都市計画区域内で宅地分譲を目的とする開発行為を行う場合は、各区画の面積は200平方メートル以上を確保する。なお、開発行為を行う土地の面積や形状、土地利用等によりやむを得ず200平方メートルを確保できない区画が生じる場合は、あらかじめ市と協議すること。

### (道路)

第5条 起業者は、開発区域内外において新設し、又は改良する道路については、整備基準に基づき整備すること。

- 2 前項の道路の新設又は改良に要した経費については、起業者において負担すること。

(準用河川)

第6条 起業者は、開発区域内外において改修し、若しくは改良し、又は廃止する準用河川（市が準用河川として指定する区間）については、整備基準に基づき整備するものとし、放流の場合も含め準用河川管理者等の同意を得ること。

- 2 前項の準用河川の改修若しくは改良又は廃止に要した経費については、起業者において負担すること。

(公園・緑地)

第7条 起業者は、開発区域内に設ける公園・緑地については、整備基準に基づき設置すること。ただし、3,000平方メートル未満の開発については、この限りでない。

- 2 公園・緑地は住民の利便、環境の保全、防災等を勘案して適切な位置に設置すること。
- 3 第1項の施設の設置に要した経費については、起業者において負担すること。

(消防水利施設)

第8条 起業者は、開発区域内に必要な消防水利施設については、整備基準に基づき設置すること。

- 2 消防水利施設は、消防活動を効率的に行うことができる構造とし、その設置箇所は、適切な位置とすること。
- 3 第1項の施設の設置に要した経費については、起業者において負担すること。

(下水道)

第9条 起業者は、開発区域内外における下水道施設については、整備基準に基づき設置すること。

- 2 前項の施設の設置に要した経費については、上下水道事業管理者とあらかじめ協議のうえ、起業者において負担すること。

(上水道)

第10条 起業者は、開発区域内外における上水道施設については、施設基準に基づき設置すること。

- 2 前項の施設の設置に要した経費については、上下水道事業管理者とあらかじめ協議のうえ、起業者において負担すること。

(その他の公共施設)

第11条 起業者は、開発区域内における排水施設（道路排水及び下水道施設処理排水以外の排水施設）については、整備基準に基づき設置すること。

- 2 前項の排水施設の設置に要した経費については、起業者において負担すること。

(公益施設)

第12条 起業者は、開発区域内における、ごみ集積場については、整備基準に基づき設置すること。

- 2 前項のごみ集積場の設置に要した経費については、起業者において負担すること。

### 第3章 公共施設に類似するもの

#### (雨水調整施設)

第13条 起業者は、開発区域内において放流先等の排水能力不足により必要があると認めるときは、別に定める雨水調整施設設置基準に基づき、一時雨水を貯留する施設(雨水調整施設)を設置すること。

2 前項の施設の設置に要した経費については、起業者において負担すること。

### 第4章 補則

#### (農業用施設及び農業用水路管理者等の同意)

第14条 起業者は、開発行為において既存の農業用施設を移設し、又は他の目的に使用する場合は、当該施設の機能の維持、帰属後の管理区分及び費用分担の方法等、必要事項を当該施設管理者と事前に協議し、取り決めること。

2 起業者は、開発区域内から流出する汚水等を農業用排水路に排水してはならない。ただし、やむを得ず排水しなければならない場合は、排出に起因する水質の汚濁、溢水等により農業用排水路の管理に支障が生じないように必要な措置を講ずること。

3 起業者は、前項の規定により必要な措置を講ずる場合は、当該措置及び施設の管理規程等必要な事項を定め、当該排水で影響を受ける上下流の受益者団体及び管理者と事前に協議をし、同意を得ること。

#### (公害関係)

第15条 起業者は、開発事業により公害関係法令に定める特定施設を設置する場合は、法令に基づき、知事及び市長と事前協議を行い、公害防止に努めること。

2 前項以外のものであっても環境に影響を及ぼす恐れのあるものについては、市長と事前に協議を行い環境保全に努めること。

#### (公共施設の引継ぎ)

第16条 起業者は、市に帰属する公共施設を市に引き継ぐときは、市の立会い検査を経て引き継ぐものとする。この場合において起業者は、引継書を市長に提出すること。

#### (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 公共施設整備基準

この基準は、高岡市開発指導要綱に基づきその細則を定めたものである。

起業者は、開発に際し、この基準に定める事項を遵守するとともに構造等については、この基準に定めるとおり設計すること。

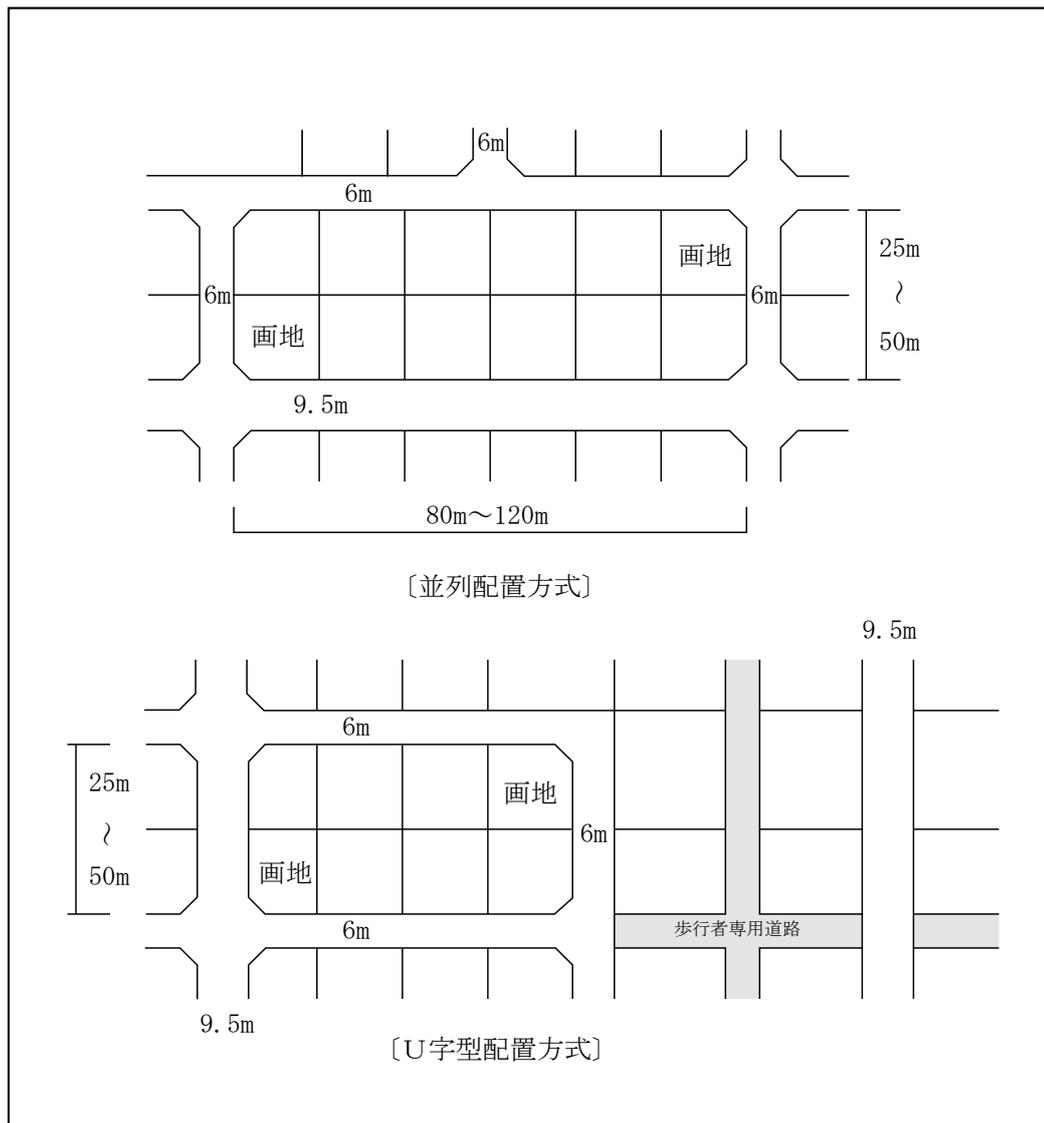
# 目 次

道 路	(第1条 — 第16条)	P6 — P28
準 用 河 川	(第17条 — 第22条)	P29 — P30
公 園 ・ 緑 地	(第23条 — 第28条)	P31 — P34
消 防 水 利 施 設	(第29条 — 第33条)	P35
下 水 道	(第34条 — 第38条)	P36 — P39
上 水 道	(第39条 — 第40条)	P40
そ の 他 の 公 共 施 設	(第41条)	P41
ご み 集 積 場	(第42条 — 第43条)	P42
公共施設の帰属及び管理引継ぎ手続		P43 — P45
雨 水 調 整 施 設 設 置 基 準		P46 — P47

# 道 路

(道路計画)

- 第1条 道路は、高岡市の道路計画に整合し、防災上の安全性等を総合的に勘案しつつ、良好な都市環境の形成と新たに発生する交通需要に対応した街区を形成し、既存道路と一体的、かつ、有効に機能が発揮されるよう計画すること。
- 2 開発区域内の道路の構成は、幹線道路にあつては約1,000メートル、補助幹線道路にあつては約500メートルの間隔を原則とする。なお、区画道路については、街区の構成、予定建築物の用途及び居住者の利便性等を総合的に勘案して計画すること。
- 3 開発区域内の道路を効率的に管理するために、独立住宅地における街区の形状及び規模は、次の図に示す並列配置方式又はU字型配置方式を標準とする。



(道路の区分及び構造基準)

第2条 道路の区分及び構造基準等は、道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「令」という。)の一般的技術基準による。

道路の区分及び構造基準

道路の区分名称	道路の性格	令に示す構造基準	設計速度(km/h)	車線数	車線等の幅員(m)
補助幹線道路	都市計画決定された道路及び大規模な開発で区域内に発生する交通量を集約して区域外へ導く道路	4種 2級	50	2以上	3.0以上
		4種 3級	40		3.0以上
区画道路	開発区域内の街区を構成する道路及び画地への直接利用を目的とする道路	4種 3級	40	2又は1	3.0以上
		4種 4級	30～ 20		車道幅員 4.0以上
自転車専用道路等及び歩行者専用道路	自転車専用道路	令第10条	道路構造令施行規則第39条		
	自転車歩行者専用道路	令第10条の2	道路構造令施行規則第39条		
	歩行者専用道路	令第11条	道路構造令施行規則第40条		

(道路の線形)

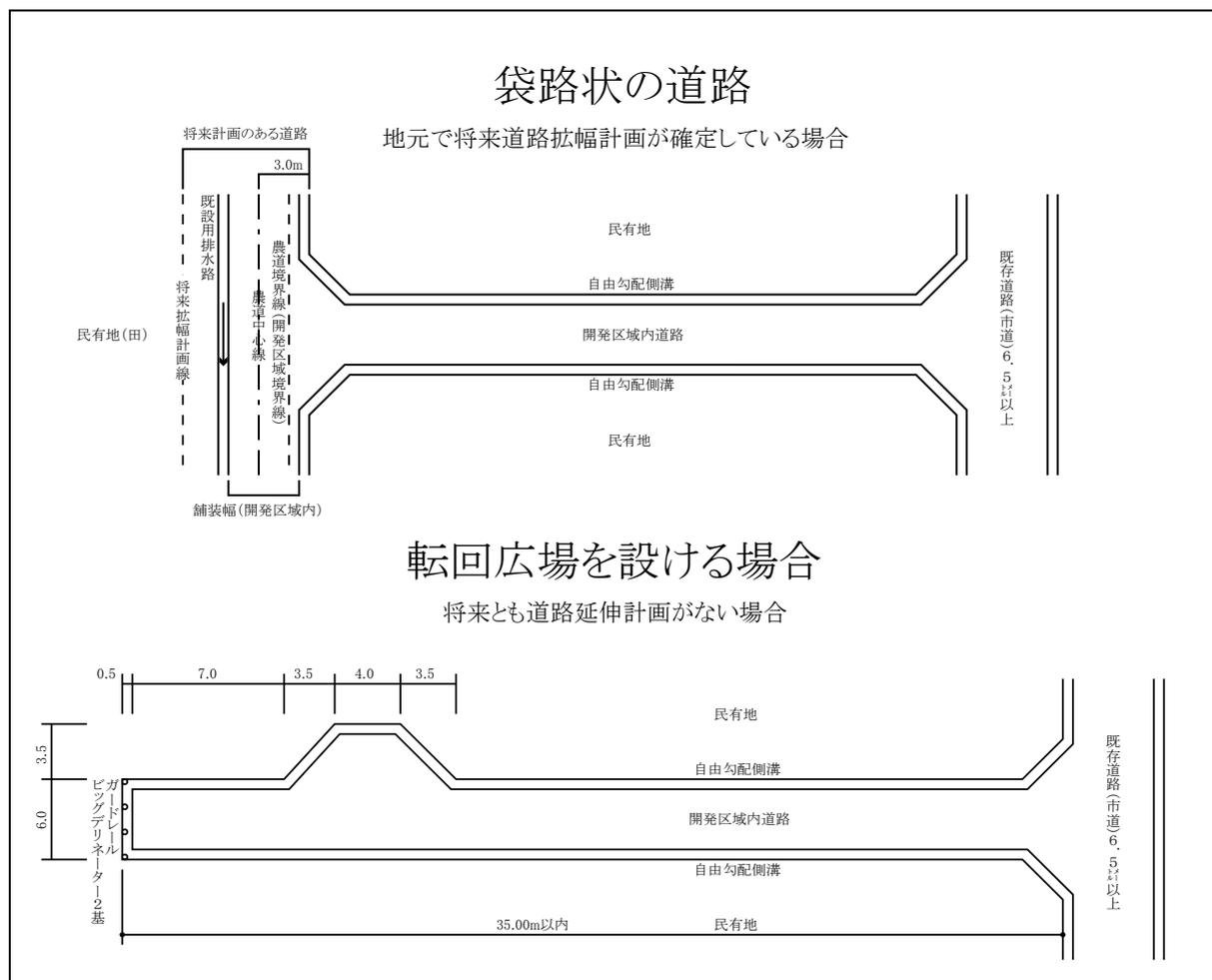
第3条 道路の線形は、前条の道路の区分に応じ、地形及び土地利用との整合性を考慮しつつ平面・縦断の両線形と調和を図るとともに交通の安全性、快適性、維持管理上の支障の有無等を総合的に勘案して計画すること。

2 平面の線形は、設計速度及び線形の連続性を考慮して直線又は直線に近い線形とし、車道の屈曲部は、次の表に示す数値以上の半径による円曲線とすること。

屈曲部における緩和区間を除いた部分の曲線半径

道路の区分・名称	構造基準	設計速度(km/h)	最小曲線半径(m)
補助 幹線道路	4種 2級	50	100以上
	4種 3級	40	60以上
区画道路	4種 3級	40	60以上
	4種 4級	30	30以上
	4種 4級	20	15以上

3 平面の線形は、原則として袋路状でないものとする。ただし、線形が直線若しくは直線に近いもので適当な間隔で転回広場が設けられている場合又は当該道路と他の道路との接合は、この限りでない。



4 縦断の線形は、設計速度並びに降雨時及び冬期の路面状況を考慮し、次の表に示す数値以下の勾配とする。

最急縦断勾配

道路の区分・名称	構造基準	設計速度 (km/h)	最急縦断勾配
補助 幹線道路	4種 2級	50	6%以下
	4種 3級	40	7%以下
区画道路	4種 3級	40	7%以下
	4種 4級	30	8%以下
	4種 4級	20	9%以下
自転車専用道路等 及び 歩行者専用道路	歩行者専用道路		10%以下
	自転車専用道路		3%以下
	自転車歩行者専用道路		3%以下

5 前項の規定にかかわらず、地形その他の状況によりごく限られた小区間については、次の各号に掲げる基準によることができる。

- (1) 区画道路の最急縦断勾配は、10パーセント以下とすること。
- (2) 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の最急縦断勾配は、5パーセント以下とすること。
- (3) 歩行者専用道路でやむを得ず階段部を設けた場合の勾配は1/2以下とし、階段に平行して斜路を設けること。

6 車道の縦断勾配が変移する箇所には縦断曲線を設けるものとする。この場合において、縦断曲線の半径及び縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度及び縦断曲線形に応じ、令第22条の規定によること。

(道路の幅員構成)

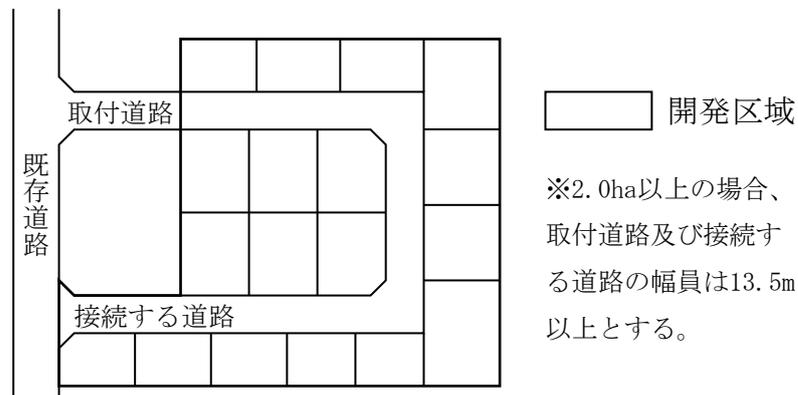
第4条 道路の幅員は、前2条に規定する道路区分に応じ、自動車交通の安全、円滑な処理に加えて、歩行者及び自転車の安全に十分配慮するとともに、積雪時における状況等を考慮して定めること。

2 道路の幅員は、車道、中央帯、路肩、停車帯、自転車道、自転車歩行者道、歩道及び植樹帯で構成すること。

- 3 開発区域内と開発区域外の既存道路を繋ぐ取付道路及び接続する道路の幅員は、開発の規模に応じ、次の表に示す幅員以上とする。

取付道路及び接続する道路の幅員

開発区域の面積(ha)	取付道路及び接続する道路の幅員(m)
3以上	9.5以上
1以上 ~ 3未満	8 ~ 9.5以上
0.3以上 ~ 1未満	6 ~ 8 以上
0.3未満	6以上



- 4 開発区域内の道路の幅員は、予定建築物の用途及び構造形式と敷地の規模を考慮して定めるものとし、画地の敷地面積が1,000平方メートル未満のものについては6メートル以上、1,000平方メートル以上のものについては9.5メートル以上とする。
- 5 自転車専用道路等及び歩行者専用道路の幅員は、次の表に示す幅員以上とする。

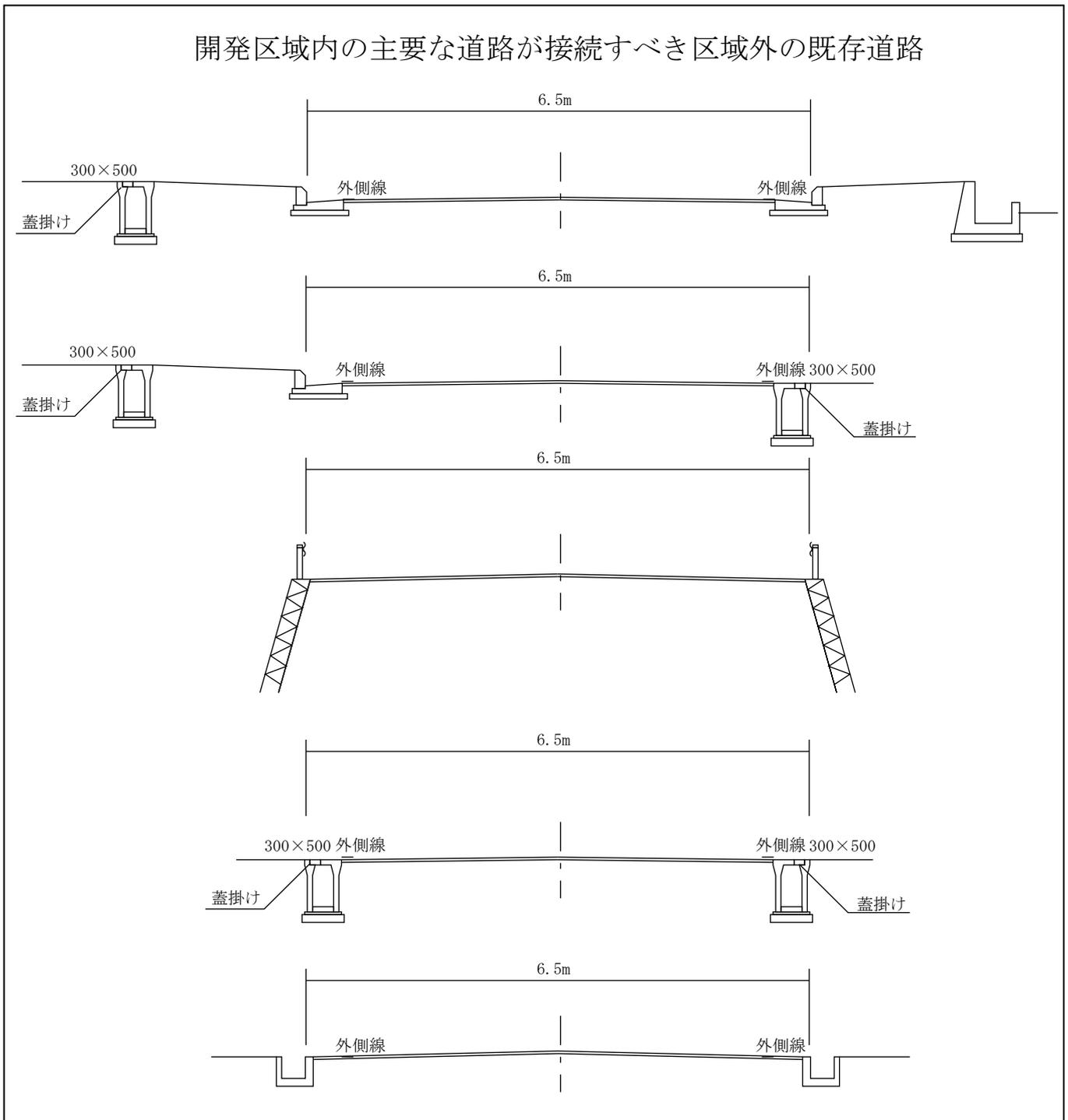
自転車専用道路及び歩行者専用道路の幅員

名 称	幅員(m)
自転車専用道路	3.5以上
自転車歩行者専用道路	3.5以上
歩行者専用道路	2.5以上

(既存道路に関する規定)

第5条 開発区域と既存道路の接続については、次の各号に掲げる基準によること。

- (1) 開発区域内の主要な道路は、原則として開発区域外の6.5メートル以上の既存道路に接続すること。ただし、周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められる場合は、原則として既存道路の幅員が5メートル以上のものに接続すること。

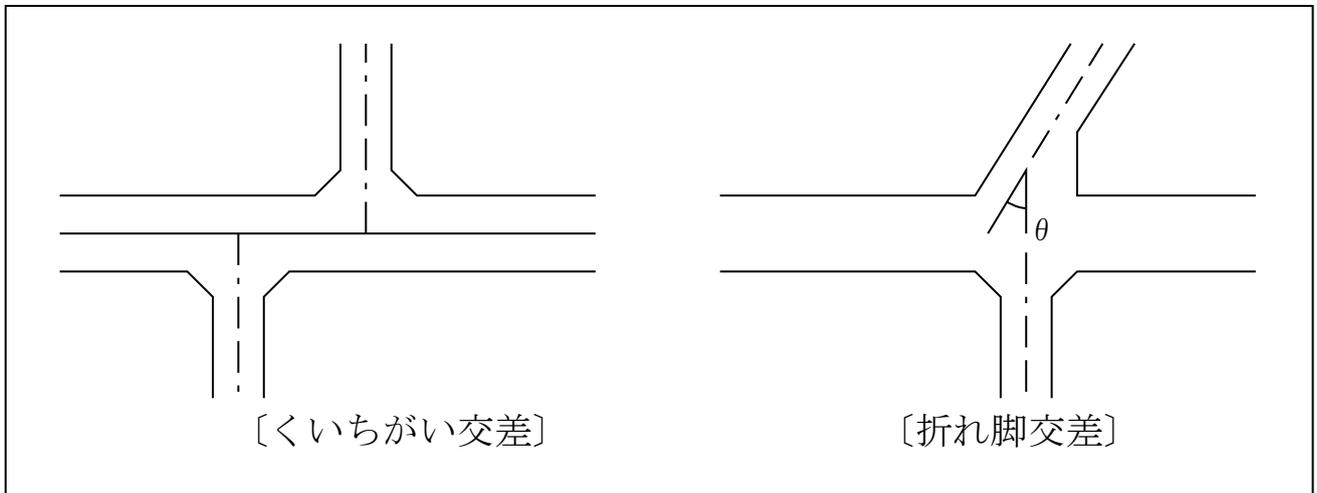


- (2) 市街化調整区域内の20ヘクタール以上の開発行為にあつては、250メートル以内の距離で幅員13.5メートル以上の既存道路に接続すること。
- (3) 開発区域内の主要な道路は、原則として既存道路に2箇所以上接続すること。

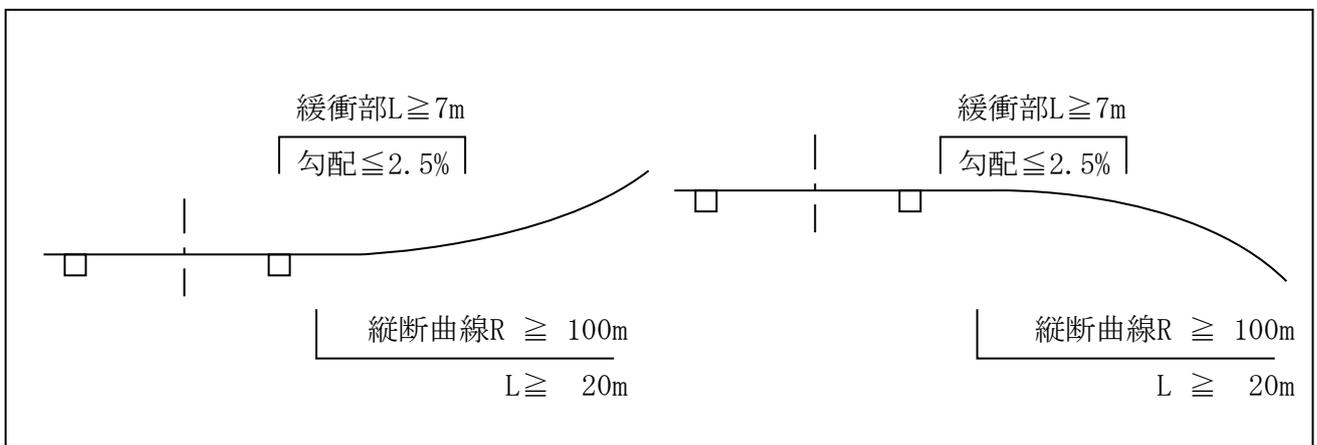
(道路の交差部)

第6条 道路の交差部の形状及び隅切りは、次の各号に掲げる基準によること。

- (1) 道路は、駅前広場等特別な施設を整備した場合を除き同一箇所において、同一平面で5以上交会させないこと。なお、交差部の形状は、90度に近い交差角とし、「くいちがい交差」や「折れ脚交差」とならないようにするとともに主流交通の一方の側に2路線以上の道路が同じ箇所で交差しないようにすること。



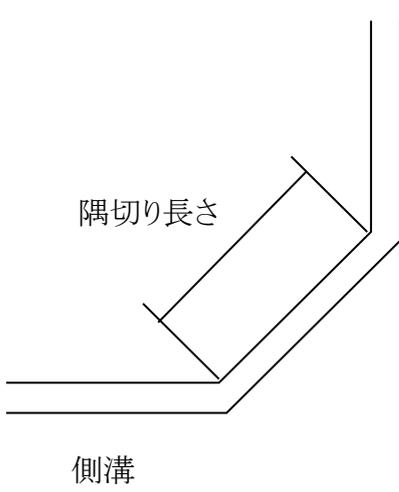
- (2) 道路の交差部における縦断的取付構造は、次の図のとおりとし、縦断勾配が、2.5パーセント以下で、かつ、長さが7メートル以上の緩衝部を設けること。



(3) 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、次により隅切りをすること。

ア 双方の道路が歩道を有しないときの隅切りの長さは、次の表に示す長さ以上とする。

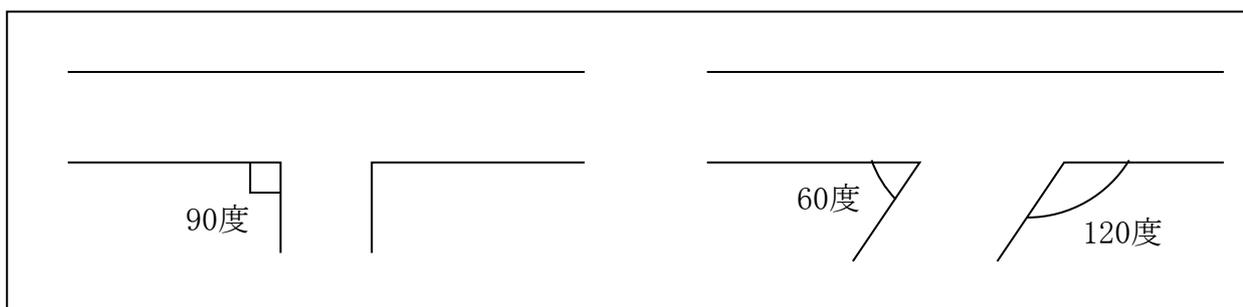
道路幅員	10m	8m	6m	4m
10m	5 6 4	5 6 4	5 6 4	3 4 2
8m	5 6 4	5 6 4	5 6 4	3 4 2
6m	5 6 4	5 6 4	5 6 4	3 4 2
4m	3 4 2	3 4 2	3 4 2	3 4 2



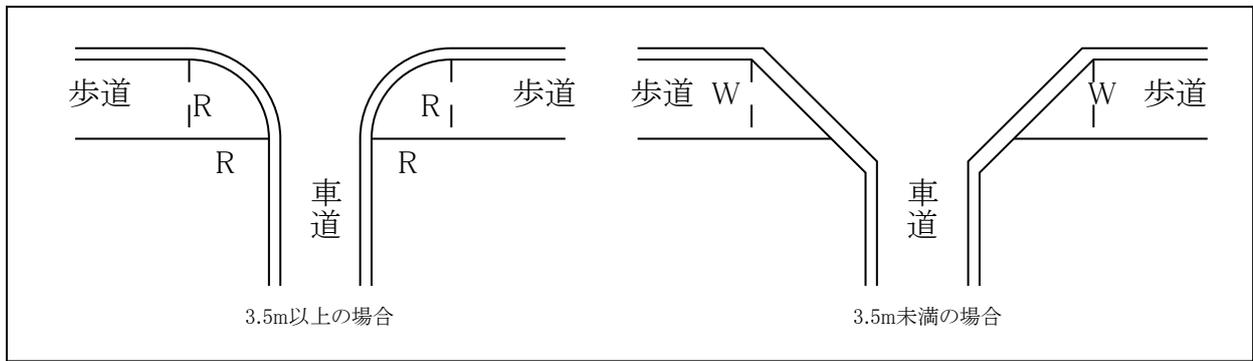
隅切り長さ

側溝

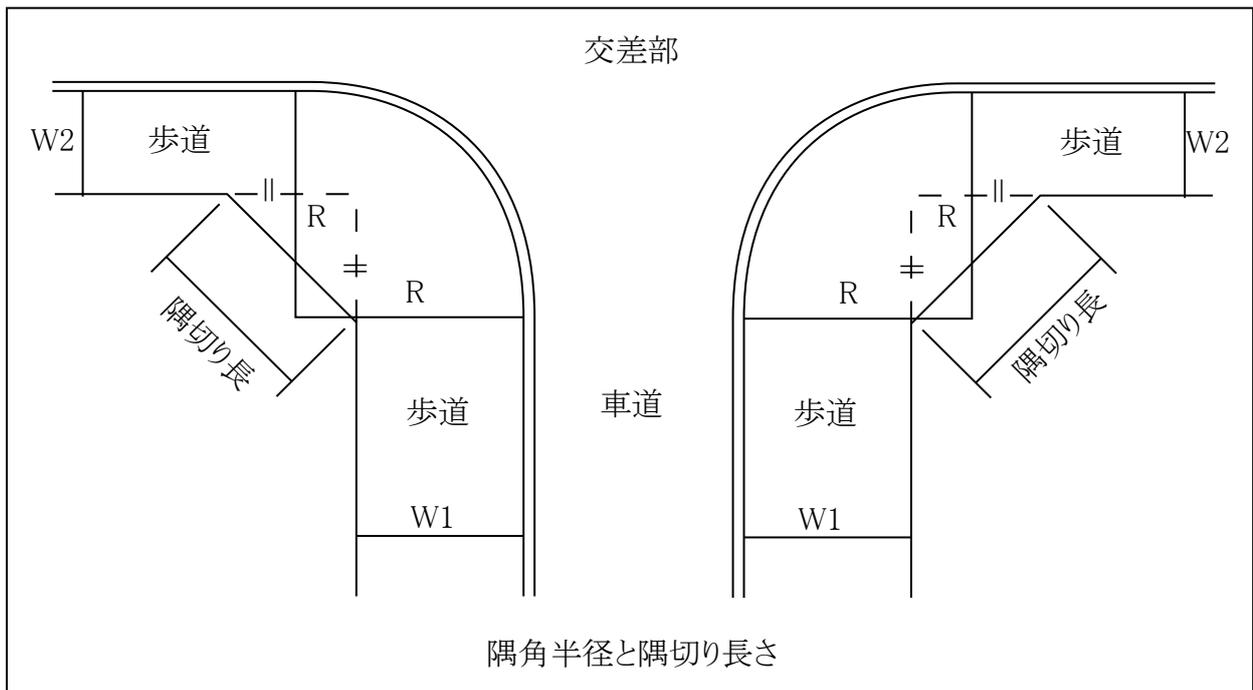
上記の隅切長さは { 上段が 90度前後の交差角  
中段が 60度前後の交差角  
下段が 120度前後の交差角 } の場合を示す。



イ いずれか片方の道路が歩道を有している道路で、歩道の幅員が3.5メートル以上のときは、歩道の幅員を半径とする曲線で巻込むこと。歩道の幅員が3.5メートル未満のときは、歩道の部分を含めてアに規定する隅切りの長さ以上とする。



ウ 双方の道路が歩道を有しており、道路の幅員が9.5メートル以上の場合には、隅角半径(R)を、次の図のとおりとし、アに規定する隅切り長さ以上とする。

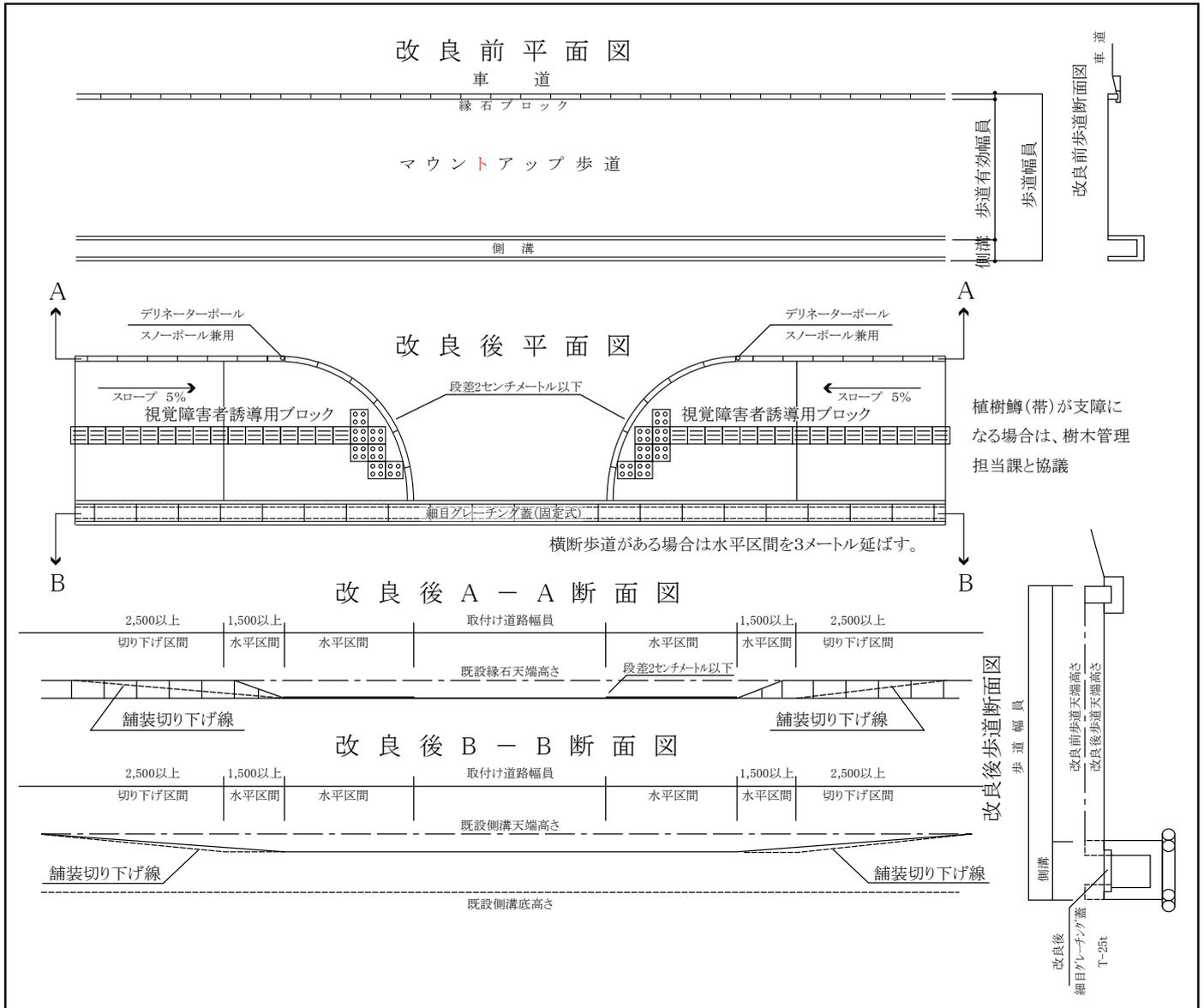


(歩道の設置)

第7条 道路の幅員が9.5メートル以上13.5メートル未満の場合は片側歩道とし、13.5メートル以上の場合は、両側に歩道を設けること。但し、歩道を設けることが適切でない認められる場合は、道路管理者と協議すること。

2 歩道の構造は、次の各号の基準によること。

- (1) 歩道は、縁石、柵、その他これらに類する工作物により車道と分離したフラット方式とする。
- (2) 歩道の表面は、滑りにくく、かつ、平坦にするとともに、視覚障害者誘導用ブロック(注意喚起用及び誘導用ブロック)を敷設すること。
- (3) 歩道に電柱等を設置するときは第4条第5項に規定する幅員に0.5メートルを、植樹帯を設けるときは1.0メートル以上を加えた値を歩道幅員とする。
- (4) マウントアップ歩道のある既存道路に、開発区域内道路が接続する場合は、道路交差部等の歩道の巻込み部や横断歩道擦付部は、高齢者や障害者等の歩行の安全性と快適性に配慮し、次の図に示す施工とすること。



(道路の建築限界)

第8条 道路の車道部における建築限界は、原則として車道面からの空高を4.5メートル以上とし、歩道及び自転車道にあっては歩道面からの空高を2.5メートル以上とすること。

(舗装の構造)

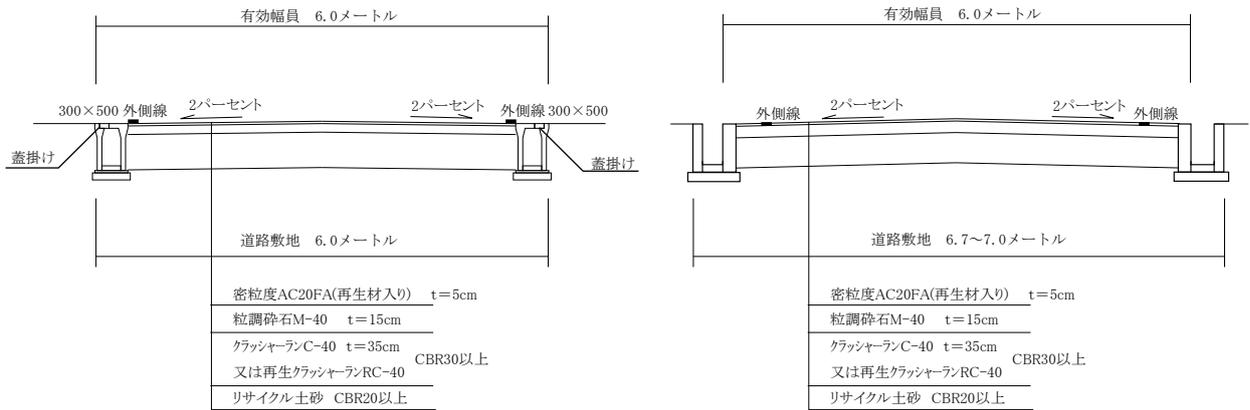
第9条 道路はアスファルトコンクリート又はインターロッキングブロック等で舗装すること。

2 舗装の断面構成は、社団法人日本道路協会発行の「アスファルト舗装要綱」及び「簡易舗装要綱」並びに財団法人土木研究センター・インターロッキングブロック協会発行の「インターロッキングブロック舗装設計施工要領」に基づき設計すること。ただし、区画道路で自動車等の交通量がきわめて少なく、かつ、路床土の設計CBRが3パーセント以上の道路については、次の図に示す舗装構造とすること。

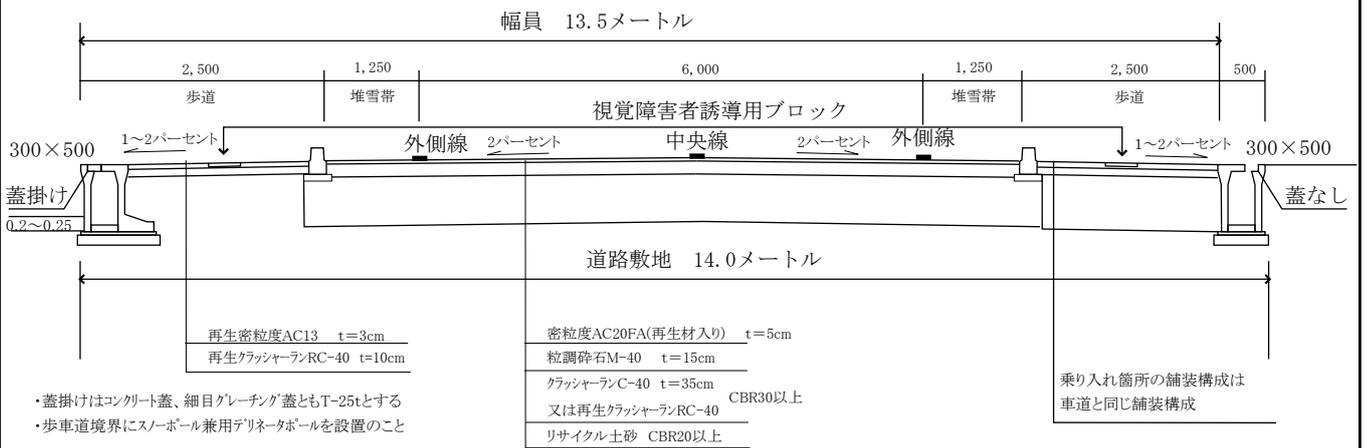
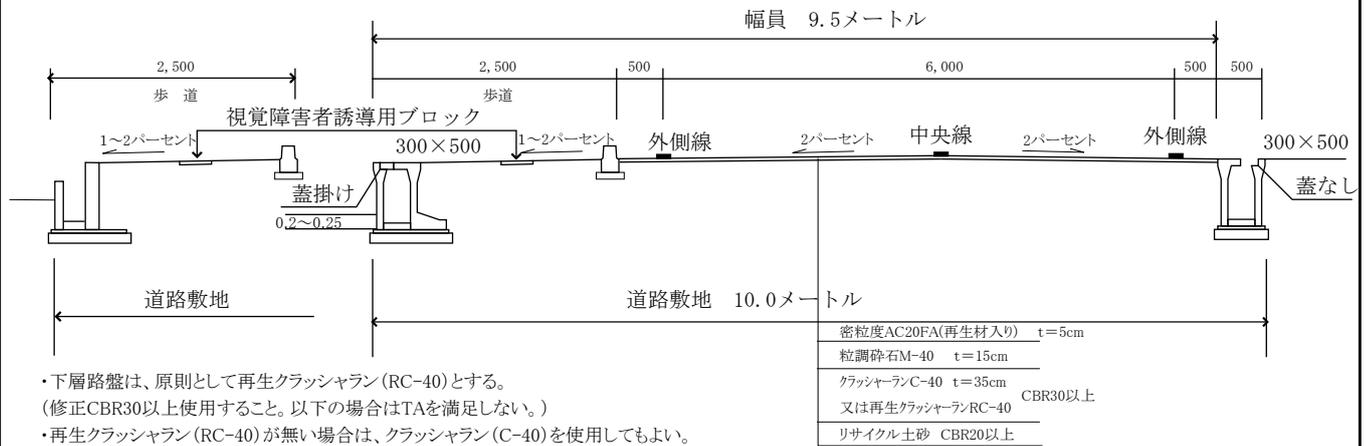
また、舗装路面には、曲線部で片勾配を付する場合を除き、次の図に示すように、1.5パーセントから2パーセントまでの横断勾配を付する。

# 開発区域内道路の最小幅員

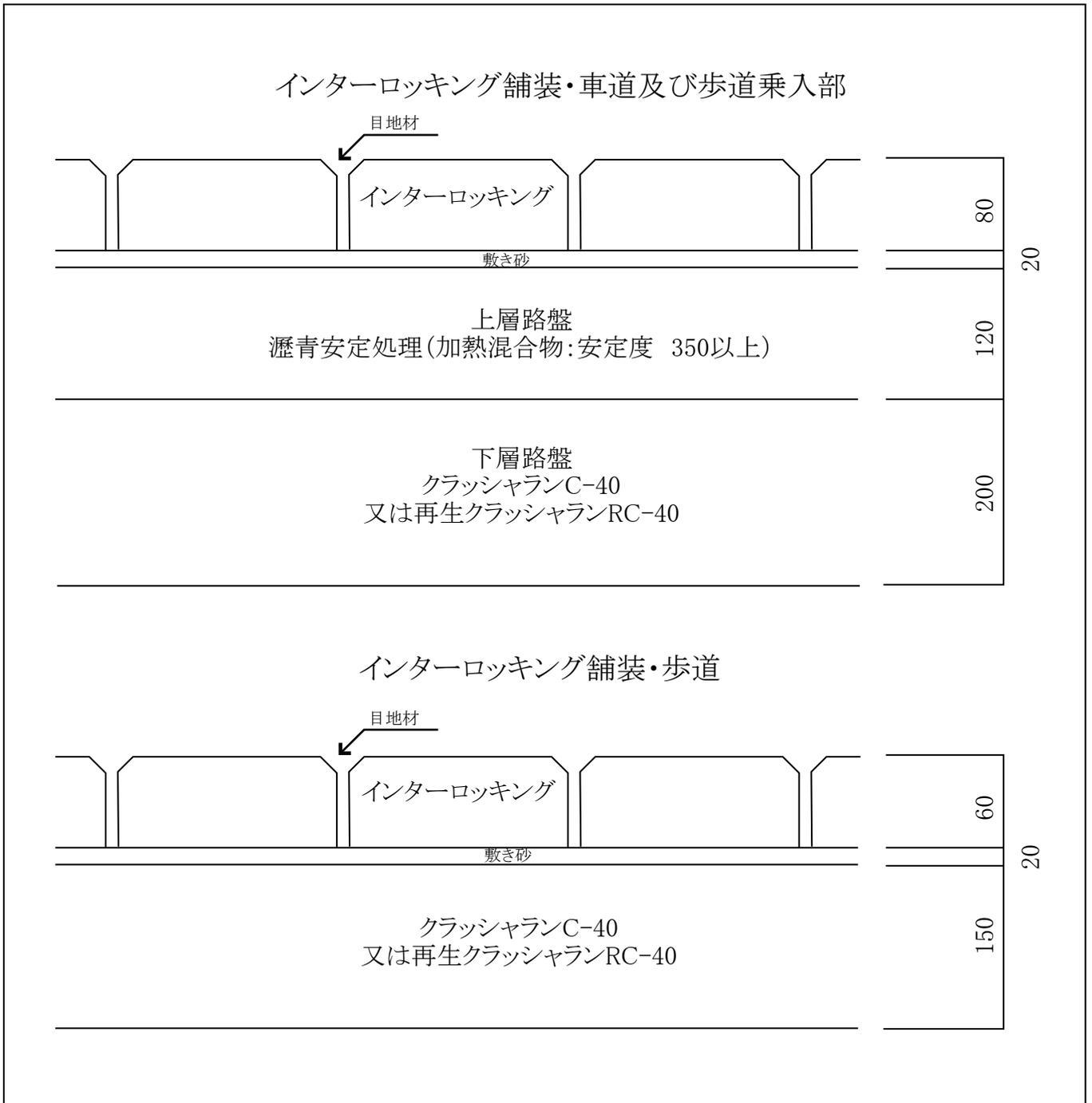
## 1区画地の面積が1,000平方メートル未満のとき



## 1区画地の面積が1,000平方メートル以上のとき



3 道路の縦断勾配が8パーセントを超える区間にあつては、原則として滑り止め舗装又は凍結抑制舗装とする。



※ インターロッキングによる舗装の場合、消火栓、仕切弁、ガス水抜、下水道蓋等もインターロッキングブロックが貼れる蓋板とし、表面に弁類の名称が確認できる銘板を設置すること。

(排水施設の設計と構造)

第10条 道路には、道路の保安上、交通の安全の面から排水を適切に行うよう、排水施設を設けなければならない。

2 排水施設の断面寸法及び勾配は、次の図に示す算定式で計算し、降雨流出量及び生活に付随する排水量が、速やかに排出されるものとし、その放流先は適切な排水能力をもったものでなければならない。

$$Q = \frac{1}{3.6} \cdot r \cdot f \cdot A$$

Q: 降雨による流出流量 (m<sup>3</sup>/sec)

f: 流出係数

舗装道路	0.95 ~ 0.70
芝付地	0.65 ~ 0.40

A: 集水区域の面積 (km<sup>2</sup>)

f: 流達時間に対する降雨強度

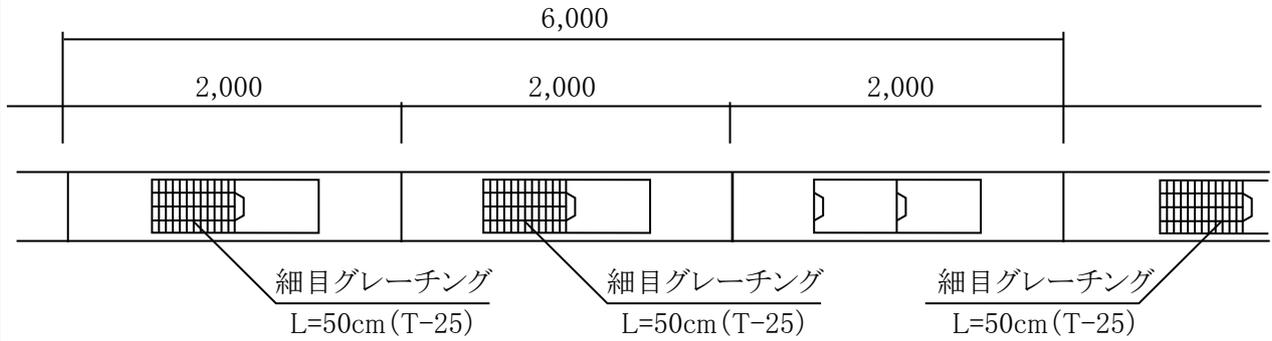
流達時間	10分以下	65mm
〃	20分以下	50mm
〃	30分以下	45mm

3 路面排水をうける側溝及び街渠は、原則として道路の両側に設けること。この場合において、底部勾配は、0.3パーセントから5パーセントまでとし、かつ、流速は、0.6メートル/秒から3メートル/秒までの範囲とする。

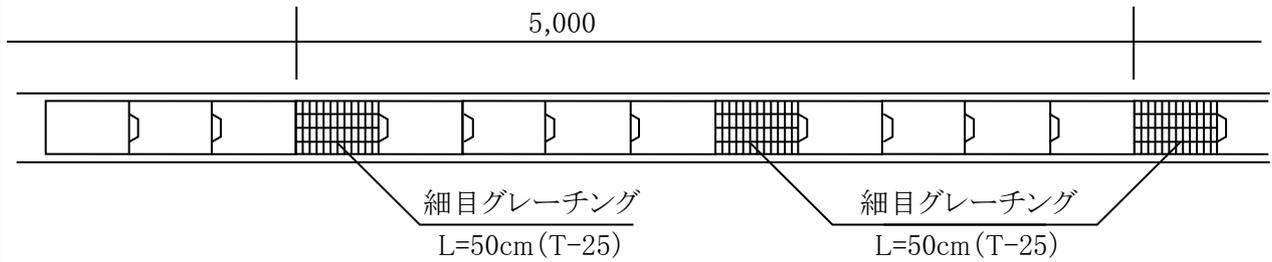
4 側溝の蓋掛については、次の図に示すところによる。

## 側溝蓋掛設置図

自由勾配側溝蓋掛設置図

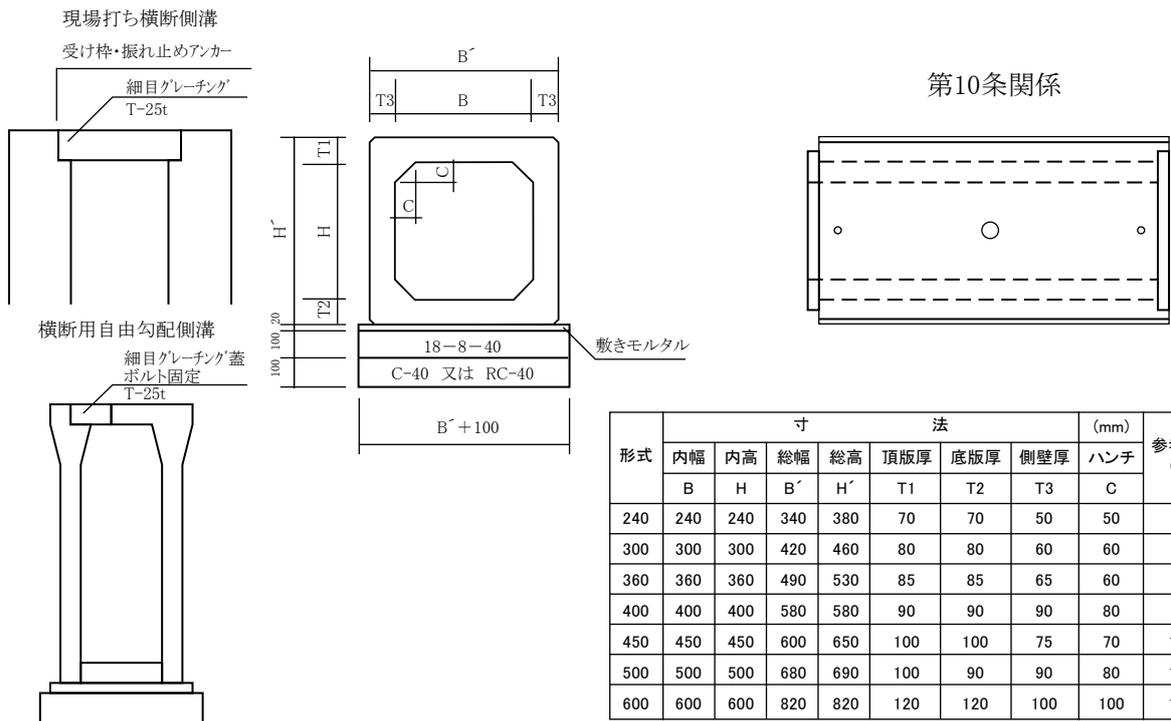


現場打ち側溝蓋掛設置図



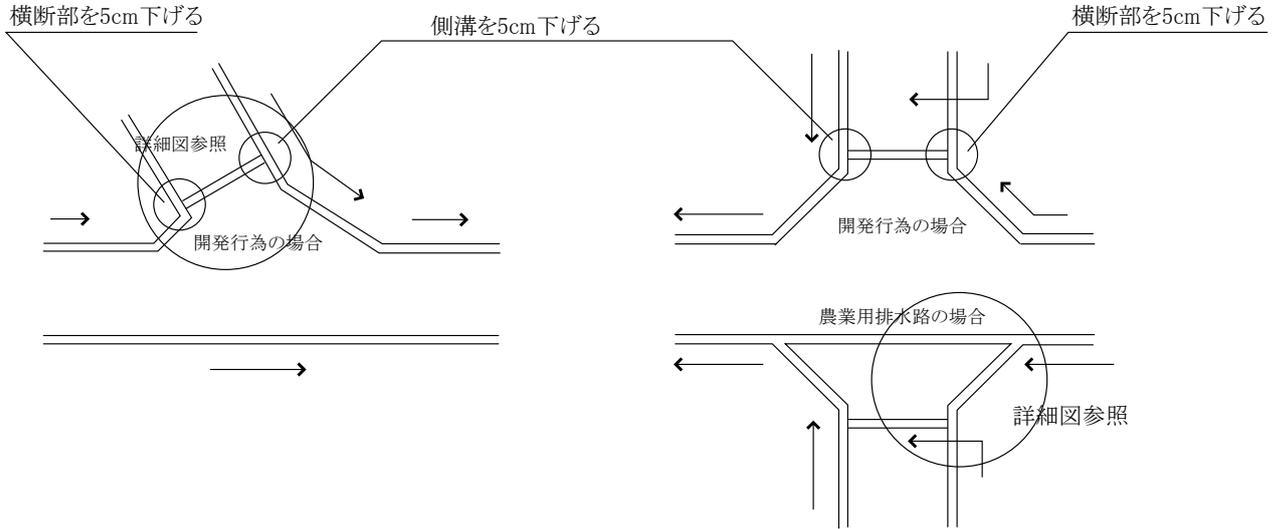
- 3 排水施設は、土圧、自動車荷重その他の外力に十分耐えるとともに清掃が容易に行える構造とし、コンクリートで造ること。

## 横断側溝及び暗渠ボックス



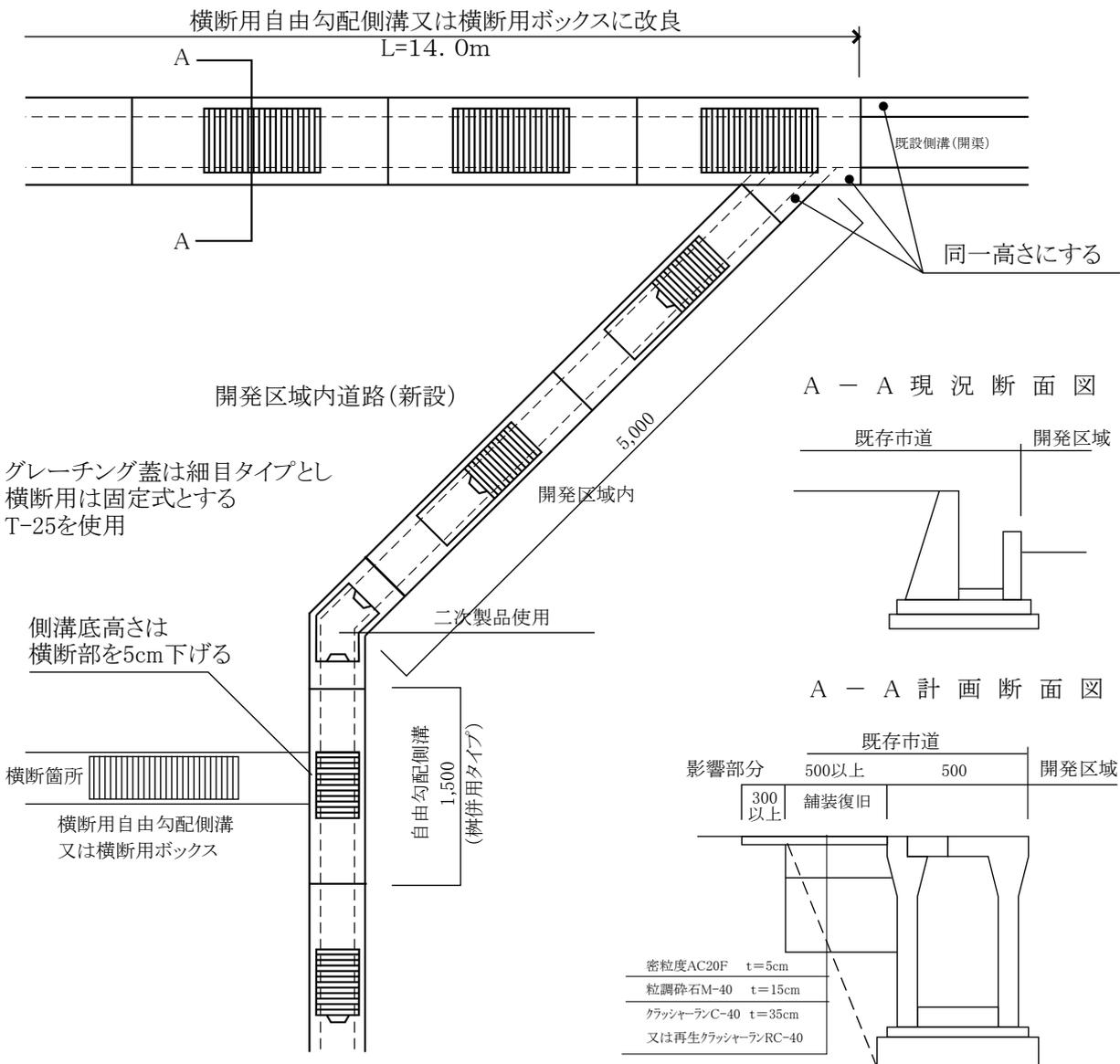
6 排水施設には、流路の方向、勾配、断面等が著しく変化する箇所、暗渠となる始点箇所及び清掃のため必要となる箇所に柵又はマンホールを設けること。この場合において交差点付近の排水処理の詳細については、次の図に示すところによること。

### 交差点付近の流水処理



### 詳細図

※原則的に道路横断延長は極力短くすること。



(橋梁及び道路の地下構造物)

第11条 道路橋及び道路を横断するような地下構造物は、鋼構造又はコンクリート構造とし、その設計基準は、日本道路協会発行による示方書及び指針に基づき、その設計自動車荷重は25トンとする。

(交通安全施設)

第12条 道路には、交通事故の防止を図るための交通安全施設を設けること。

2 防護柵を設置する箇所は、次の各号による。

- (1) 道路が屈曲しているところ、並びに鉄道及び用排水路に近接しているところ
- (2) 路外地と1メートル以上の高低差があるところ
- (3) 公園・遊園地等があり子供のとび出しが予想される場所
- (4) その他危険と認められる箇所及び歩行者保護のため必要と認められる歩道

3 交差点や道路の屈曲部及び夜間において、特に照明が必要と認められる箇所には、道路照明灯を設けること。

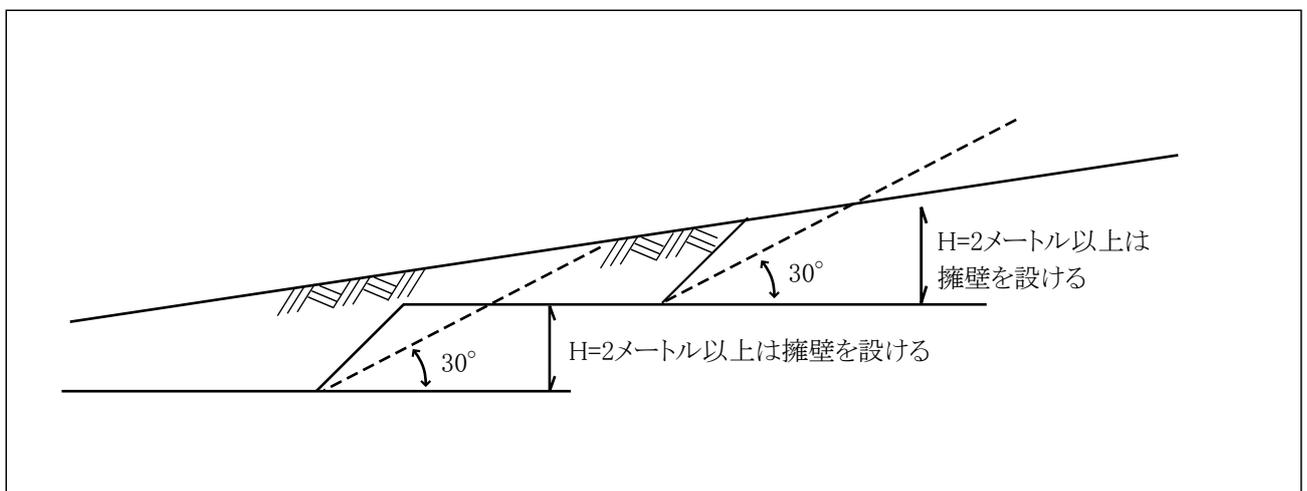
4 見通しの悪い交差点や道路の屈曲部には、道路反射鏡を設置するとともに視線誘導標が必要と認められる箇所については、自動車等を有効に誘導できる間隔でスノーポール兼用の視線誘導標を設置すること。

(道路に接するがけ面の保護)

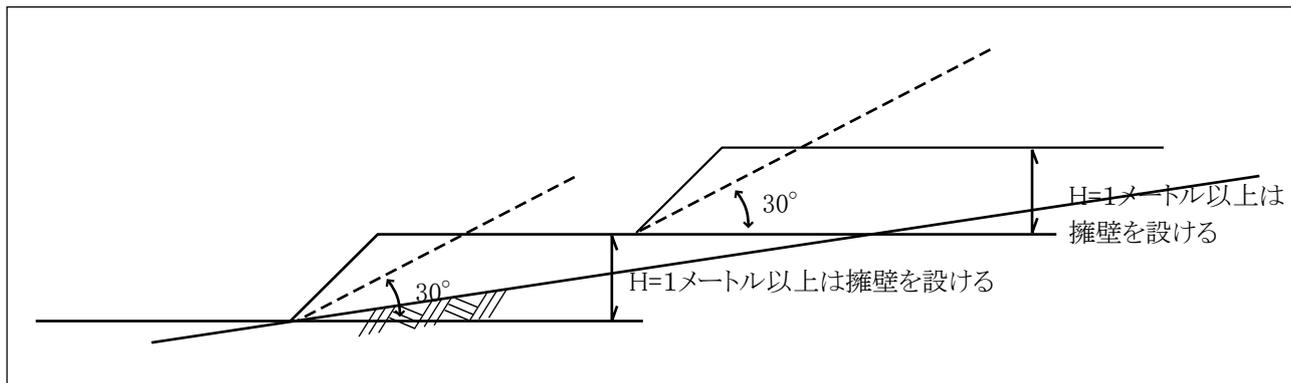
第13条 道路に接するがけ面は、がけの高さ、土質、荷重等を考慮し、崩壊に対して十分に安全な措置が講じられているとともに、落石や雪崩に対する措置も講じること。

2 切土や盛土をした次の各号に掲げる箇所には、擁壁を設置すること。

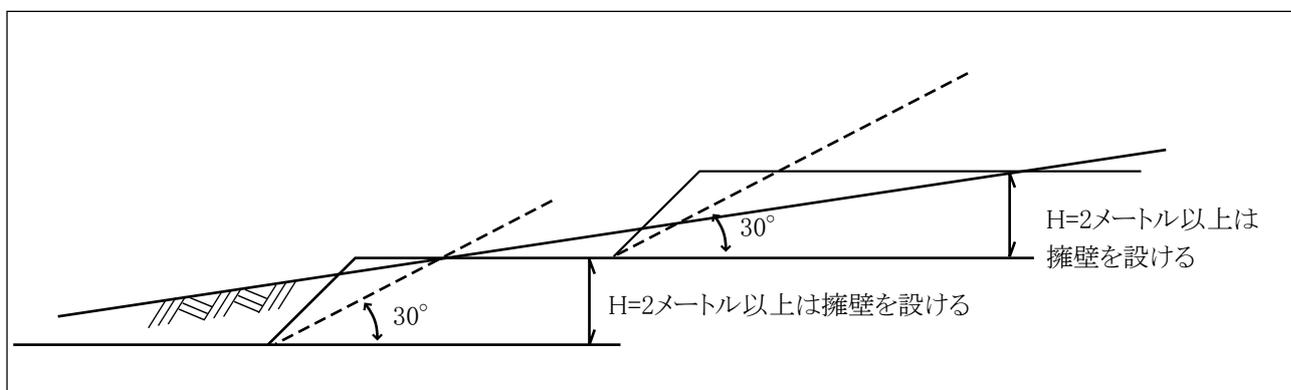
- (1) 切土によって生ずるがけの高さが2メートル以上のとき。



(2) 盛土によって生ずるがけの高さが2メートル以上のとき。

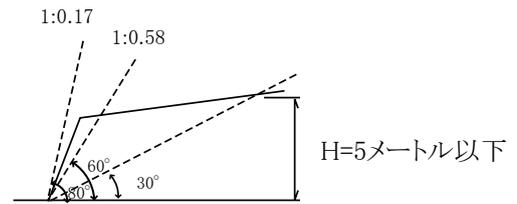
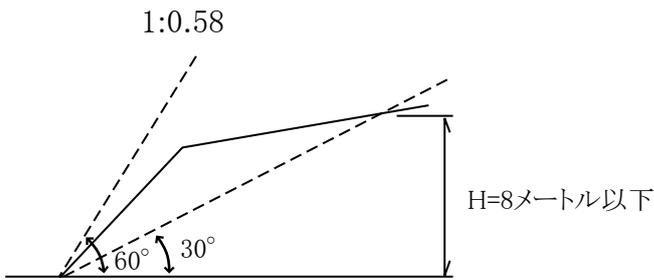


(3) 切土と盛土を同時にした部分でがけの高さが2メートルを超えるとき。

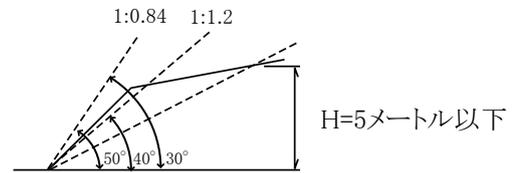
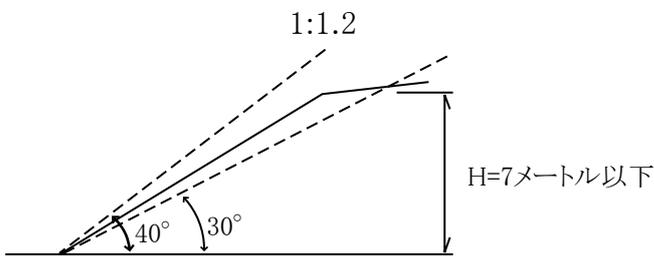


3 前項の規定にかかわらず次の切土部にあっては、この限りでない。

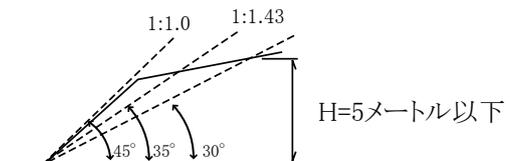
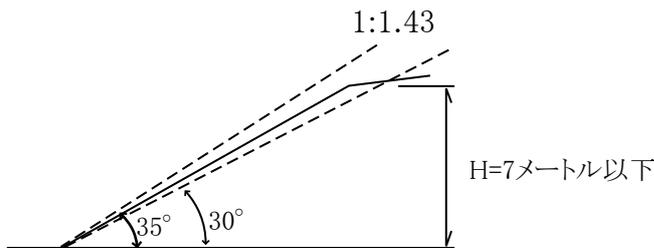
切土部の土質	擁壁を要しない範囲
軟岩	1 切土面の勾配が $60^\circ$ 以下でがけの高さが8メートル以下のとき。 2 切土面の勾配が $60^\circ$ から $80^\circ$ の範囲でがけの高さが5メートル以下のとき。
締まった礫質土 締まった砂質土	1 切土面の勾配が $40^\circ$ 以下でがけの高さが7メートル以下のとき。 2 切土面の勾配が $40^\circ$ から $50^\circ$ の範囲でがけの高さが5メートル以下のとき。
粘性土 ややゆるい礫質土及び砂質土	1 切土面の勾配が $35^\circ$ 以下でがけの高さが7メートル以下のとき。 2 切土面の勾配が $35^\circ$ から $40^\circ$ の範囲でがけの高さが5メートル以下のとき。



(軟 岩)



(縮まった礫質土・縮まった砂質土)



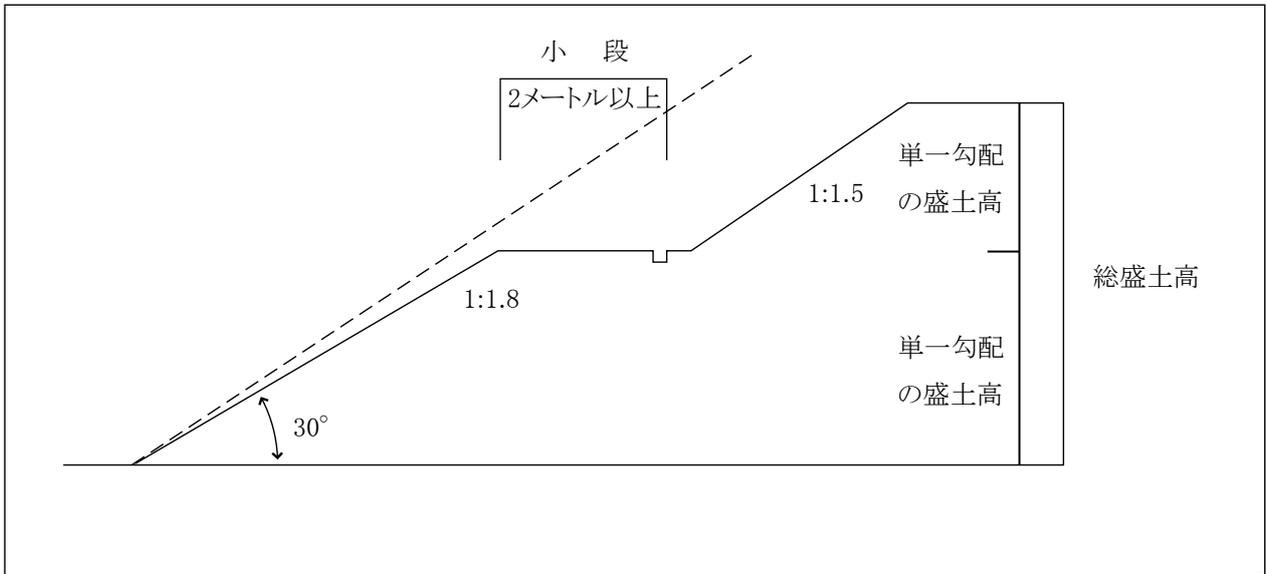
(粘性度・ややゆるい礫質土及び砂質土)

- 4 擁壁を設置しない切土部の法面勾配は、その土質に応じ次の表に示す数値以下とする。ただし、切土によって生ずる法面の垂直高さが5メートルを超えるものにあつては、垂直高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設け排水施設を設置すること。

土 質	法 面 の 勾 配	
軟 岩	1:0.4	68° 10'
締 ま っ た 礫 質 土 締 ま っ た 砂 質 土	1:0.85	49° 40'
粘 性 土 ややゆるい礫質土及び砂質土	1:1.0	45° 00'

- 5 擁壁等を設置しない盛土部の法面勾配は、地滑り等を起こす恐れのある不安定な地盤の箇所を除き、その土質に応じ、次の表に示す数値以下とすること。ただし、総盛土高さが8メートルを超えるものにあつては、安定計算をしてその法面の勾配を定めるとともに単一勾配の盛土限界高を超える盛土をするとき、その限界高さ以下の垂直高さごとに幅2メートル以上の小段を設け排水施設を設置すること。

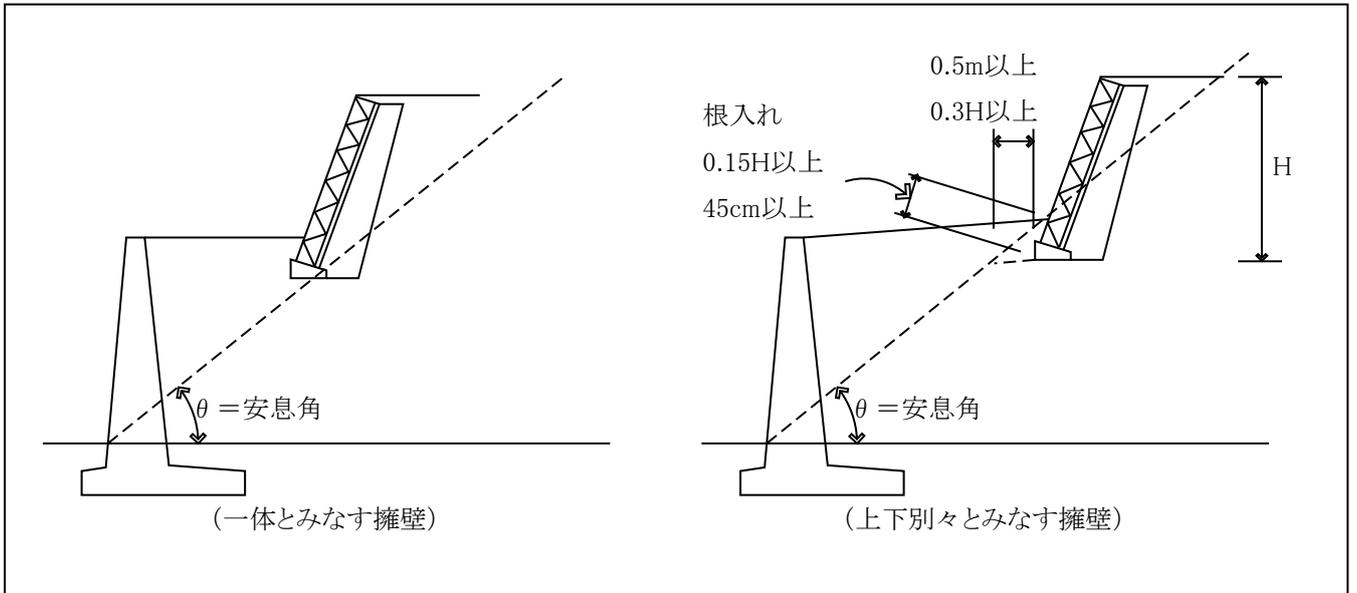
切土部の土質	法 面 の 勾 配	単一勾配における盛土限界高(m)
粒度分布のよい礫質土	33° 40' (1:1.5)以下	5
粒度分布の悪い礫質土	30° 30' (1:1.7)以下	5
砂 質 土	26° 30' (1:2)以下	4
粘 性 土	30° 30' (1:1.7)以下	4



(擁壁等の構造)

第14条 擁壁等は、コンクリート造又はコンクリートブロック造とし、安定計算によりその安全が確かめられたものとし、かつ、擁壁等の垂直高さが3メートル以上又は重要な施設等に接する箇所に設置する場合は水平震度 $K_h=0.2$ として地震時の安全も確認すること。

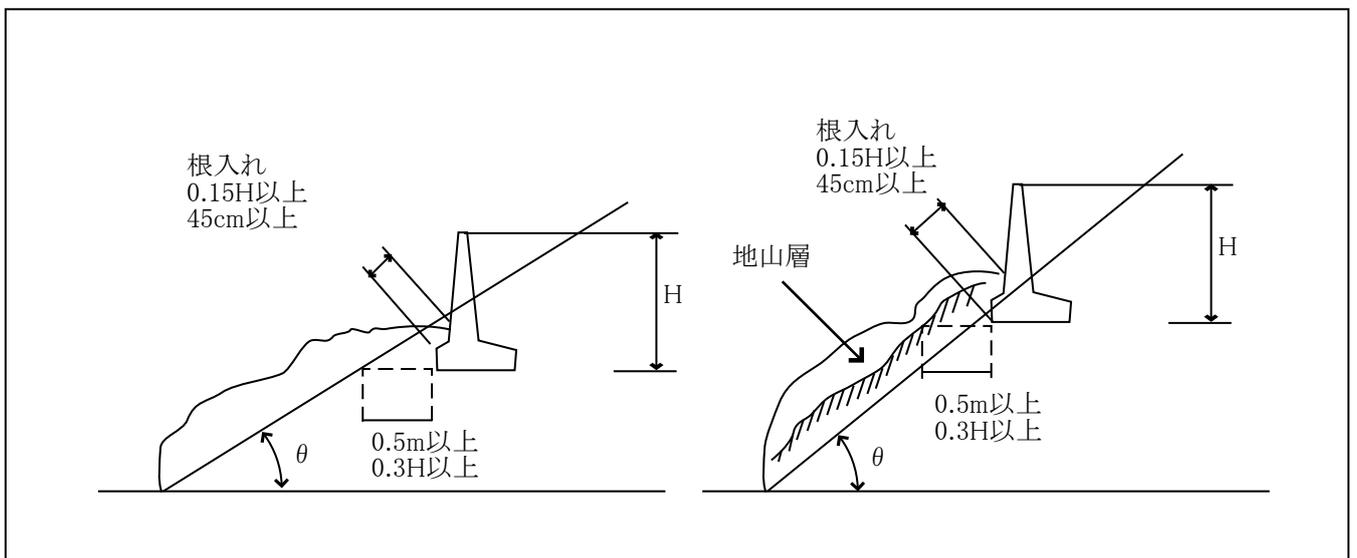
- (1) 土圧、水圧、戴荷重、自重(以下「土圧等」という。)によって生ずる内部応力が、擁壁等材料の許容応力度以下であること。
  - (2) 転倒に対しては、土圧等による合力の作用点が基礎底面の中央3分の1以内にあり転倒に対する安全率が1.5以上であること。
  - (3) 滑動に対しては、安全率が1.5以上であること。ただし、基礎底面に突起を設けたり杭を打って水平抵抗力を増す場合は、その安全率が2以上であること。
  - (4) 沈下に対しては、安全率が1以上であること。
  - (5) 擁壁等を含む滑り面の安全性については、その安全率が1.5以上であること。
- 2 擁壁等には、背面土中に浸透した雨水及び地下水を有効に排水することができるよう2平方メートルに1箇所以上の割合で内径6センチメートル以上の水抜孔を設けるとともにその機能が十分に発揮されるような浸透層及び表面水の浸透防止層を設けること。
  - 3 上下に分離された擁壁等は、土の安息角を考慮して次に示す分類によりその安全を確認すること。



※ 安息角は次の表による。

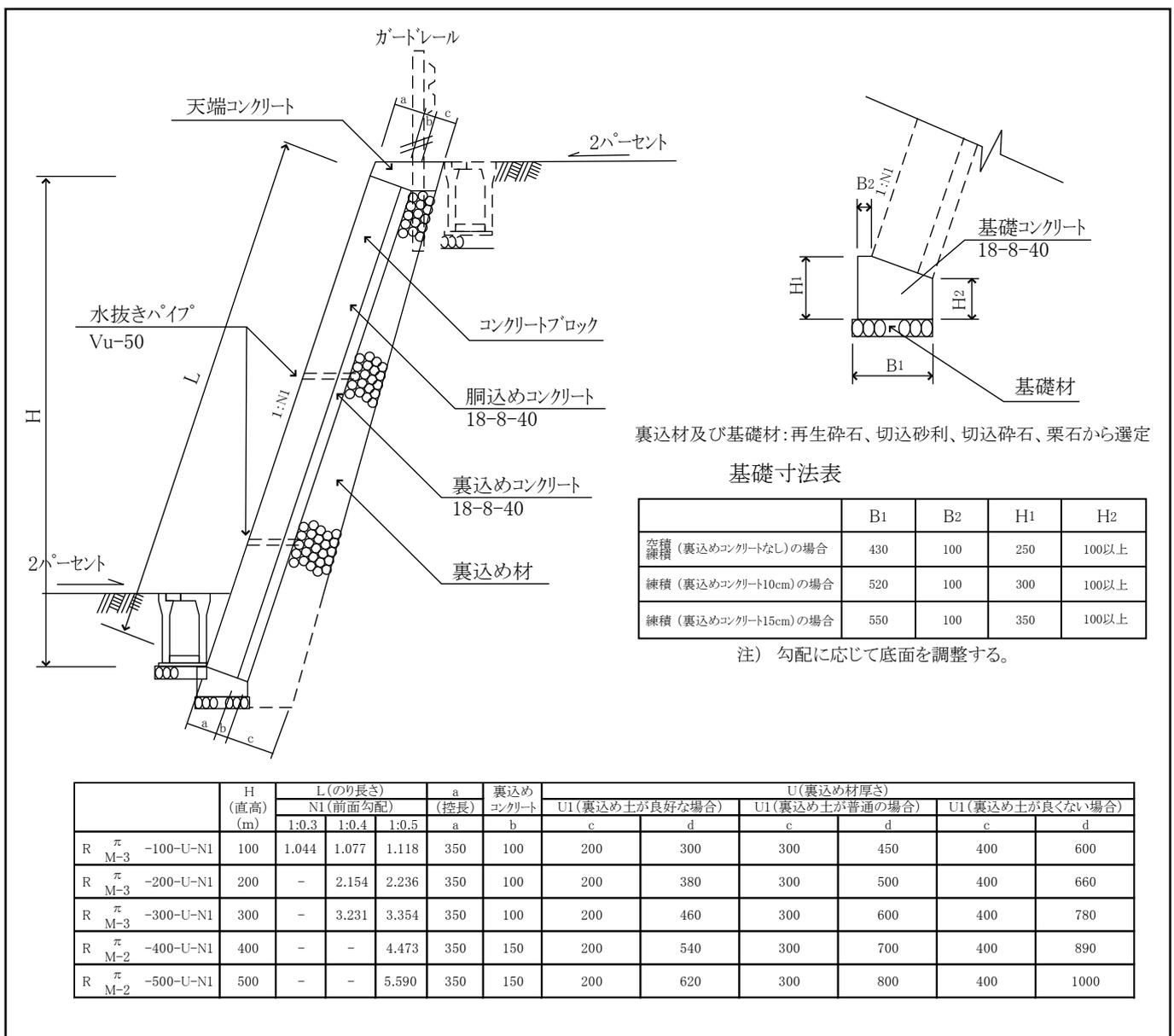
	土 質	$\theta$
切 土 部	軟 岩	60°
	締 ま っ た 礫 質 土 締 ま っ た 砂 質 土	40°
	粘 性 土 ややゆるい礫質土及び砂質土	35°
盛土部	土 質 に 関 係 な く	30°

4 擁壁等の基礎部の前掛りは、それぞれの安息角線又は十分に締まった地山層より0.5メートル以上で擁壁高さの30パーセント以上を有すること。



- 5 前2項の規定にかかわらず練り積み造りコンクリートブロック擁壁で、その基礎を十分に締まった地山層に置き背面土質が良好なものであるときは、その基礎工及び擁壁構造を次のとおりとすることができる。

積み高さ (m)	積み勾配	裏込コンクリート厚 (m)	盛土部の裏込め材厚さ		切土部の裏込め材厚さ	
			上部(cm)	下部(cm)	上部(cm)	下部(cm)
2まで	1:0.3	10	30	40	30	30
3まで	1:0.4	10	30	50	30	30
4まで	1:0.5	20	30	60	30	40
5まで	1:0.5	25	30	70	40	40



6 擁壁の伸縮目地は、かみ合せ式とし、無筋コンクリート擁壁では10メートル程度、鉄筋コンクリート擁壁では30メートル程度の間隔で設けること。

7 擁壁の設計及び施工は、土木学会発行の無筋コンクリート標準示方書、鉄筋コンクリート標準示方書に基づくこと。

(道路敷の境界明示)

第15条 道路には、その敷地境界を明示する恒久的な境界施設を設けること。

(道路の埋設物件)

第16条 道路に埋設する物件は、舗装工事に先行して埋設すること。

# 準用河川

(準用河川流域)

第17条 開発事業により準用河川を改修しようとするときは、下流に被害が予想され、その準用河川の改修の全部が完成するまでの間、開発区域内で流出量の調節を図り、下流に被害を生じさせないようにすること。

(工事施工区分)

第18条 開発事業により準用河川の改修を必要とするときは、次の各号に掲げる区分に応じて行うこと。

- (1) 開発区域内の準用河川については、起業者が行う。
- (2) 開発区域外の準用河川については、開発区域の規模により市長が指定する区間は起業者において行う。

(計画基準)

第19条 準用河川の改修計画は、次の各号に掲げる基準により策定すること。

- (1) 計画高水流量は、5年及び10年の確立降雨強度により、次に示す合理式で算定する。

$$Q = 1/3.6 \cdot f \cdot R \cdot A$$

Q : 計画高水流量(m<sup>3</sup>/sec)

f : 流出係数

R : 洪水到達時間の降雨強度

A : 流域面積(km<sup>2</sup>)

$$\left[ \begin{array}{l} R^5 \\ R^{10} \end{array} \right. = \frac{1256.3}{t^{3/4} + 6.226}$$
$$= \frac{1482.7}{t^{3/4} + 6.633}$$

山	地	0.7
農	地	0.6~0.7
市	街地	0.8~0.9(密集地)

※観測期間 S20-H17

(2) 河道断面の流下能力は、次の図に示すマニング公式により算定する。

$$Q = V \cdot A$$
$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q : 流 量 (m<sup>3</sup>/sec)  
V : 流 速 (m/sec)  
n : 粗度係数  
R : 径 梁 = A/P (m)  
I : 水面勾配  
A : 流水断面積 (m<sup>2</sup>)  
P : 潤 辺 長 (m)

粗 度 係 数

一 級 河 道	0.03~0.035
三 面 張 水 路	0.025

(3) 前2号の規定により算定された平均流速は、護岸及び河床部の状況により0.8メートル/秒から4メートル/秒までの範囲内とする。

(4) 堤防の余裕高さは、0.3メートル以上とする。

(管理用通路)

第20条 準用河川には、原則として兩岸に幅員3メートル以上の管理用通路を設けること。

(工作物の新築等の許可に関する規定)

第21条 工作物の新築等については、河川法(昭和39年法律第167号)を準用し事前に河川管理者と協議し許可を得ること。

(準用河川敷地の境界明示)

第22条 準用河川敷地と私有敷地等の境界には、境界壁等を設置すること。

# 公園・緑地

(公園の設置基準)

第23条 公園の設置計画にあたっては、「都市公園移動等円滑基準」に適合することとし、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づくとともに、地形・植生その他の自然条件をも勘案して適性に計画すること。

- 2 公園の面積は、有効に利用できる区域(高さ1.5メートル以上の石積み法面及び芝付法面を除く)をもって算定すること。
- 3 原則として公園の配置は、誘致距離半径250メートルの範囲内に1箇所配置を基準とし、かつ、開発区域全体が250メートルの円内に覆われるように配置すること。また、原則として公園の外周の1/4以上が道路に面するように配置すること。
- 4 公園の面積は、開発区域の3パーセント以上(非線引き都市計画区域内にあつては4パーセント以上)確保し、設置数は、原則として表-1を基準とする。

表1

開発面積	公園数	
	市街化区域及び市街化調整区域	非線引き都市計画区域
1ha未満	1箇所	1箇所
1ha以上2ha未満	1箇所	1箇所以上
2ha以上5ha未満	1箇所以上	
5ha以上20ha未満	1箇所以上	2箇所以上
20ha以上	2箇所以上	

- 5 公園を2箇所以上配置する場合は、300平方メートル未満(非線引き都市計画区域内にあつては400平方メートル未満)の公園を設置しないこと。
- 6 公園の位置については、花と緑の課(公園管理者)と協議のうえ決定すること。
- 7 公園の形状は有効な利用を考慮し、長方形又はこれに近い形で遊具施設、植栽、その他の公園施設を有効に配置すること。

(技術的細目)

第24条 公園の設計にあたっては、次に掲げる事項によること。

- (1) 公園内には、公園外からの雨水等の流入及び通過が無いよう、公園外に側溝その他の必要な施設を設置すること。
- (2) 公園内には、雨水等を排出するための適切な施設を設置すること。
- (3) 擁壁の高さは、原則として2メートル未満とすること。

- (4) 芝付法面の勾配は、2割以下とすること。
- (5) 石積法面の勾配は、3分以上とすること。
- (6) 公園敷地の境界には、原則として耐雪型のネットフェンスを設置すること。また、周囲及び幼児等の利用に危険な箇所には、柵等の安全施設を設置すること。
- (7) 公園の出入り口は全て道路に面するものとし、面積が500平方メートル以上の公園にあっては原則として2箇所以上設置すること。ただし、安全性を考慮し、原則として歩道がある場合を除いて幹線道路とは隣接しないこと。
- (8) 公園の緑化面積率(樹木、草花、芝等により緑化される土地の面積の敷地面積に対する割合)は、500平方メートル未満の公園にあっては20パーセント以上、500平方メートル以上の公園にあっては30パーセント以上とすること。
- (9) 植栽(樹種の選定・植付・支柱方法等)については、花と緑の課(公園管理者)と協議のうえ決定すること。また、樹種の選定については害虫が付きやすい樹種(特にチャドクガの発生するバキ・サザンカ類)は極力避けること。
- (10) 広場を山砂表層とする場合は、山砂厚を10から20センチメートルとすること。
- (11) 公園敷地を明示する境界標は、恒久的な境界施設とし、設置箇所については、花と緑の課(公園管理者)の指示に従うこと。
- (12) 公園敷地を調整池の機能と併用する場合は、原則として地下式とし、前記によらない場合は別途協議すること。
- (13) 公園敷地内のLED照明灯について、以下の動作設定ができるようにすること。
  - ア 自動点滅器による照明のON・OFF
  - イ 自動点滅器による照明のON及びタイマーによる照明のOFF
  - ウ 手動による照明のON・OFF

(公園施設の設置基準)

第25条 公園に設置する公園施設は、原則として表-2の基準によるものとする。また、遊具施設を設置するときは、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」及び「遊具の安全に関する基準 PFA-SP-S:2014(一般社団法人日本公園施設業協会)」に基づき設置すること。

施設の種類	公園面積			
	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上
柵又は生垣	○	○	○	○
車止め施設	○	○	○	○
遊具施設	協議による	○	○(2点以上)	○(3点以上)
ベンチ(耐候性)	○	○	○	○
植栽	○	○	○	○
門柱	—	—	—	○
照明灯 (自動点滅器及びタイマー付)	○	○	○	○
パーゴラ等休養施設	—	—	○	○
水飲み場、散水栓	○	○	○	○
その他	○	○	○	○

(緑地)

第26条 開発区域の規模が1ヘクタール以上の開発行為で自然林を含むときは、自然林地内の開発区域及びその周辺地域の環境を保全するため、自然林の5パーセント以上を自然林又は人口緑地として確保し、適正に配置すること。

- 2 開発行為によって人工法面が生ずる場合、植生の回復のため芝等による法面保護を行い、かつ、植栽すること。
- 3 植栽の基準として高木の場合は高さ3.5メートル以上の樹木を100平方メートルあたり10本、中木の場合は高さ2メートル以上の樹木を100平方メートルあたり20本、低木の場合は、0.4メートル以上の樹木を100平方メートルあたり100本の割合で植栽するものとする。ただし、樹種については別途協議すること。
- 4 緑地には幅員2メートル以上の管理用通路を設け、公道に接続させるものとする。また、危険防止のため車止め等の施設を設置すること。
- 5 次の各号のいずれかに該当する箇所には、防護柵を設置すること。
  - (1) 高さ2メートル以上の擁壁に接続するもので、かつ、緑地が日常的に利用されると予想される箇所
  - (2) 転落の恐れのある箇所
  - (3) 植生に影響のあるごみ投棄の恐れのある箇所

6 緑地とその他の土地との境界には境界杭(コンクリート製)を設置すること。

7 街路緑化は、高岡市道路緑化指針に基づくものとする。

(自然環境の保全)

第27条 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為で、開発区域内に300平方メートル以上の一団となった、すぐれた自然林の区域は、その存する土地を公園又は緑地として配置する等、自然環境の保全に努めるものとする。

(緑地協定の定義)

第28条 開発区域の規模が1ヘクタール以上の開発行為では、高岡市緑化条例に基づき、原則として緑地協定を締結すること。また、1ヘクタール未満の開発区域の規模であっても、緑地協定区域の隣接地あるいは当該開発区域周辺が、今後開発により宅地化され、当該開発区域を含め1ヘクタール以上の一団となった住宅地となることが予想される場合も同様とする。

# 消 防 水 利 施 設

(消防水利施設の配置)

第29条 消火栓及び防火水そうの消防水利(以下「消防水利施設」という。)の配置については、次の各号に掲げる基準による。

- (1) 消防水利施設は、防火対象物から一の消防水利施設に至る距離が次の表の数値以下となるように配置すること。ただし、消防水利施設又はプール、河川等で消防活動上有効な消防水利が開発区域内にある場合は、この限りでない。

近隣商業地域・商業地域・工業地域 工業専用地域	100m
上記以外の全ての地域	120m

- (2) 消防水利施設は、既設消防水利の位置及び種別を考慮して、消火栓のみに偏することのないよう次の表により配置すること。ただし、位置、地形、防火対象物の状況により数値を増減することができる。

消火栓と防火水そうの比率	消火栓 4 : 防火水そう 1
--------------	-----------------

- (3) その他必要な事項については、消防本部警防課と事前に協議すること。

(消防水利施設の設置位置)

第30条 消防水利施設は、消防ポンプ自動車容易に部署できる箇所に設置し、かつ、「消防水利の標識について」(昭和45年消防庁防災救急課長通達 消防防第442号)に定める標識を見やすい位置に掲示すること。

(防火水そう)

第31条 防火水そうは、原則として内容積40立方メートル以上の地下埋設型とし、「国が行う補助の対象となる消防施設の基準額」(昭和29年総理府告示第487号)に規定する規格以上で、別に行う水張検査等に合格するものとする。ただし、開発用途及び地形等によりその構造を変更することができる。

2 防火水そう用地は、防火水そう本体から周囲1メートル以上離れた区画とし、隣地との境界を杭等で明確に表示するものとする。

(消火栓)

第32条 消火栓は、呼称65ミリメートルの口径のもので直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていること。ただし、管網の一辺が180メートル以下となるよう配管されている場合は、100ミリメートル以上とすること。

(消防水利施設の管理)

第33条 開発行為により帰属された防火水そう用地及び施設の管理は、市が引き継ぐ。

# 下水道

(排水施設)

第34条 開発区域内の排水施設は、汚水及び雨水を有効かつ適切に排水できるように配置し、その構造は維持管理の条件、地形、地質等の自然条件、放流水域の状況、周辺環境、施工上の条件を十分に考慮して設置しなければならない。また、当該区域に隣接する集水区域がある場合には、それらを考慮した構造とする。

(計画排水量)

第35条 計画排水量は、家庭汚水量及び地下水量に区分し、次の各号に掲げる基準によること。

- (1) 家庭汚水量 - - - - - 家庭汚水量の1人1日最大汚水量は、高岡市における上水道計画の1人1日最大給水量を勘案すること。
- (2) 地下水量 - - - - - 地下水量は、1日最大汚水量の20パーセントとする。
- (3) 1日最大汚水量 - - - - - 1日最大汚水量は、1人1日最大汚水量に計画人口を乗じ地下水量その他の汚水量を加算すること。
- (4) 時間最大汚水量 - - - - - 時間最大汚水量は、1日最大汚水量の1時間当たり量の1.5倍とする。

2 処理施設の能力は、1日最大汚水量に基づき流入下水量、水質負荷変動放流水域の流量、利水及び水質環境基準の状況、周辺環境を十分に考慮し、維持管理が容易かつ確実にできるよう計画すること。

3 雨水量の算定は、合理式によるものとし、流出係数は次の表に示す工種別基礎流出係数と工種構成から総括流出係数を求めること。

$$\text{合理式} \quad Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水排水量(m<sup>3</sup>/sec)

C : 流出係数

$$I : \text{降雨強度} \left( \frac{3,200}{t + 20} \right)$$

$$t : \text{流達時間} \left( \frac{L}{V \times 60} + t' \right)$$

L : 距離(m)

V : 流速(m/sec)

t' : (5分~10分)

A : 排水面積(ha)

工種別基礎流出係数標準値

工種別	流出係数	工種別	流出係数
屋 根	0.85～0.95	芝・樹木の多い公園	0.05～0.25
舗 装 道 路	0.80～0.90	勾配のゆるい山地	0.20～0.40
間 地	0.10～0.30	勾配の急な山地	0.40～0.60

用途別統括流出係数標準値

敷地内に間地が非常に少ない商業地域及び類似の住宅地域	0.80
浸透面の野外作業場等の間地を持つ工場地域及び若干庭がある住宅地域	0.65
住宅公団団地等の中層住宅団地及び1戸建て住宅の多い地域	0.50
庭園を多くもつ高級住宅地域及び畑地等が割合残っている郊外地域	0.35

(管路施設)

第36条 管路施設は、次の各号に掲げる基準によること。

- (1) 排除方式は、分流式とする。ただし、放流水域の諸条件に対応して適切な対策が講じられる場合には合流式とすることができる。
- (2) 汚水管渠は時間最大汚水量、雨水管渠は流出雨水量に基づいて断面を定め、その流速及び最小管径は次の表に示すとおりとする。

種 別	最小流速 (m/sec)	最大流速 (m/sec)	最小管径 (mm)
汚 水 管 渠	0.6	3.0	150
雨 水 管 渠	0.8	3.0	250

- (3) 管渠は、暗渠とする。ただし、雨水管渠については開渠とすることができる。断面は円形又は長方形を標準とし、管の種類はリブ付硬質塩化ビニル管、遠心力鉄筋コンクリート管及び鉄筋コンクリート函渠を使用し、地質に応じて基礎を施すとともに継ぎ手は水密性、耐久性のあるものとする。

- (4) 管渠の土覆は、1.0メートル以上とし、流速は下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い次第に緩くする。接合は地表勾配が急な場合段差接合又は階段接合とし、合流する場合の中心交角は60度以下とする。この場合において、土圧等が管の耐荷力を超えるときはコンクリート又は鉄筋コンクリートにて巻立てし、外圧に対して保護すること。
- (5) マンホールは、管渠の方向、勾配及び管径の変化する箇所や段差の生じる箇所及び合流する箇所並びに維持管理上必要な箇所に設けるものとし、直線部においては、管径及び使用区分により次の表に基づいて設置すること。また、段差が60センチメートル以上のときは、流下量に応じた副管を設置すること。

マンホールの管径別最大間隔

管 径 (mm)	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,650 以下
間 隔 (m)	75 以下	100 以下	150 以下	200 以下

マンホールの形状別用途

呼 び 方	形状寸法 (cm)	用 途	
		中間点に設置の場合	会合点に設置の場合
組立1号マンホール	内径 90 円形	600mm以下の管	400mm以下の管
組立2号マンホール	内径 120 円形	900mm以下の管	500mm以下の管
組立3号マンホール	内径 150 円形	1,100mm以下の管	700mm以下の管
組立4号マンホール	内径 180 円形	1,350mm以下の管	800mm以下の管
5号 マンホール	内法210×120角形	1,800mm以下の管の中間点	
6号 マンホール	内法260×120角形	2,200mm以下の管の中間点	
7号 マンホール	内法300×120角	2,400mm以下の管の中間点	
小口径マンホール	形内法 30 円	最上流部 ※将来的に下水道延伸の可能性が無いと認められる場合(塩ビ製は不可)	

- (6) 路面排水の雨水柵の設置間隔は30メートル以内とし、その底部には深さ15センチメートル以上の泥だめを設ける。雨水柵取付管は、硬質塩化ビニル管とし、その管径は150ミリメートル以上、勾配は1.5/100以上とする。また、その取付管は、本管に対し直角の方向に布設し、本管の中心線より上方に取り付けること。
- (7) 公共柵は、宅地1区画につき1箇所設置し、内径は200ミリメートルの硬質塩化ビニル製とする。また、上部には保護蓋を設置すること。
- (8) 公共柵取付管は、硬質塩化ビニル管とし、管径及び勾配は次の表によること。また、その取付管の布設は、前号に準ずること。

汚水排水人口による取付管の大きさ

排水人口(人)	150未満	500未満	500以上
管 径(mm)	100以上	150以上	200以上

雨水排水面積による取付管の大きさ

排水面積(m <sup>2</sup> )	600未満	1,500未満	1,500以上
管 径(mm)	150以上	200以上	250以上

管径別による標準勾配

管 径 (mm)	勾 配
100以上	2.0/100 以上
150以上	1.5/100 以上
200以上	1.2/100 以上
250以上	1.0/100 以上

(管 理)

第37条 排水施設の管理は、施設を直接公共下水道に接続する場合は高岡市が管理し、その他の場合は起業者又は施設利用者が管理すること。

(協 議)

第38条 第34条から前条までの整備基準に抛り難い場合は、下水道工務課と協議すること。

# 上 水 道

(施設基準)

第39条 開発行為等においての上水道整備については、「開発行為等に伴う水道施設整備に関する要綱」に基づき整備すること。

(協議)

第40条 給水施設の工事は、「高岡市上下水道局給水装置設計施工基準」に基づき、上下水道事業管理者又は水道法第16条の2第1項の指定した者(指定給水装置工事事業者)が施工すること。

# その他の公共施設

(排水路等の施設)

第41条 排水路等の施設の計画は、当該開発区域内はもちろん、上流域及び下流域の状況を考慮して策定すること。

2 断面積及び勾配は、次に示す合理式により算出される雨水及び生活又は事業に起因し、若しくは、付随する排水等が有効に排出されるよう決定すること。

(降雨による雨水の流出流量算定式)

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A \text{ (m}^3\text{/sec)}$$

C : 流出係数

$$I = \frac{3,200}{t + 20}$$

A : 排水面積(ヘクタール)

3 排水路は、放流先の排水能力、利水状況等を考慮し、有効かつ適切に排水されるよう河川等に接続すること。

4 排水路の共同で使用する部分は、公共の用に供する空地に設置すること。

5 排水路は、自動車荷重、土圧等の外力に十分に耐える構造でコンクリート等の耐久性のある材料を使用し、清掃及び補修が容易に行える構造とする。

6 排水路の底部勾配は、0.1パーセント以上とし、流速は0.6メートル／秒から3メートル／秒までの範囲を標準とする。

# ごみ集積場

## (ごみ集積場)

第42条 ごみ集積場を設置する場合は原則として、4トンの収集車が冬季間でも通り抜けできる場所で、道路交通法等関係法令に抵触しない所を選定し、概ね50世帯に1箇所とし、分別排出に対応できるものとする。

- (1) 集積場の面積は、1世帯当たり0.2平方メートル以上を基準とし、区画の構造は、高さ2.0メートル、奥行き1.5メートル、幅1.2メートル以上で、土間及び三方をコンクリート等それに準ずる構造の5区画を設け、土間には勾配を付けて排水設備を設けること。
- (2) 原則、建物には屋根を設けるとともに、内側には清掃用の給水設備を整え、換気口2ヶ所以上を設ける。
- (3) 集積場の設置計画等については、事前に、環境サービス課及び地元自治会と協議すること。

## (ごみ集積場の管理)

第43条 開発行為により帰属されたごみ集積場用地及び施設は、市が引き継ぐ。

# 公共施設の帰属及び管理引継ぎ手続

起業者は、公共施設の帰属及び管理の引継ぎに関する事務手続を下記に基づき速やかに行うこと。

## 1 書類の提出時期

原則として工事完了届書の提出と同時とする。

## 2 提出先

公共施設名	主	管	課
道路・準用河川	都市創造部		土木維持課
公園・緑地	都市創造部		花と緑の課
消防水利施設	消防本部		警防課
下水道施設	上下水道局		下水道工務課
ごみ集積場	市民生活部		環境サービス課

## 3 提出書類

### (1) 道路・準用河川

- 1 申請書
- 2 登記承諾書
- 3 印鑑証明書
- 4 公図写し(地形図) {
  - 市に帰属する道路(赤)
  - 市に帰属する水路(青)
- 5 位置図
- 6 区域図
- 7 造成平面図(境界標の表示)
- 8 道路台帳平面図 — 原図
- 9 丈量図
- 10 土地登記簿謄本(地積については、登記簿と一致させること。)

- 11 起業者が法人であるときは資格証明書又は法人登記簿謄本
- 12 占有物件調書及び平面図
- 13 道路等の構造断面図
- 14 工事写真
- 15 その他市長が必要と認めるもの

(2) 公園・緑地

- 1 申請書
- 2 登記承諾書
- 3 印鑑証明書
- 4 公図写し
- 5 位置図
- 6 区域図
- 7 設計図(平面図、縦横断図、構造図外)
- 8 丈量図
- 9 土地登記簿謄本(地積については、登記簿と一致させること。)
- 10 起業者が法人であるときは資格証明書又は法人登記簿謄本
- 11 工事写真
- 12 その他市長が必要と認めるもの

(3) 消防水利施設

- 1 申請書
- 2 登記承諾書
- 3 印鑑証明書
- 4 公図写し
- 5 位置図
- 6 区域図
- 7 丈量図
- 8 配置図
- 9 平面図
- 10 構造図一式
- 11 認定証(2次製品の場合)
- 12 土地登記簿謄本(地積については、登記簿と一致させること。)

- 13 起業者が法人であるときは資格証明書又は法人登記簿謄本
- 14 工事写真
- 15 その他市長が必要と認めるもの

(4) 下水道施設

- 1 申請書
- 2 登記承諾書
- 3 印鑑証明書
- 4 公図写し
- 5 位置図
- 6 区域図
- 7 完成平面図(下水道管理図、地盤高、管底高、公共ますの位置の明示)
- 8 完成縦断図
- 9 丈量図
- 10 土地登記簿謄本(地積については、登記簿と一致させること。)
- 11 起業者が法人であるときは資格証明書又は法人登記簿謄本
- 12 工事写真
- 13 その他市長が必要と認めるもの

(5) ごみ集積場

- 1 申請書
- 2 登記承諾書
- 3 印鑑証明書
- 4 公図写し
- 5 位置図
- 6 区域図
- 7 丈量図
- 8 配置図
- 9 平面図
- 10 土地登記簿謄本(地積については、登記簿と一致させること。)
- 11 起業者が法人であるときは資格証明書又は法人登記簿謄本
- 12 工事写真
- 13 その他市長が必要と認めるもの

# 雨水調整施設設置基準

## (目的)

第1条 この基準は、開発行為による雨水調整施設の設置について必要な事項を定め、もって公共の流水を適正に管理し、水害の防止に資することを目的とする。

なお、高岡市開発指導要綱第13条に規定する雨水調整施設設置基準は、この基準の定めるところによる。

## (定義)

第2条 起業者は、開発区域及び下流域に溢水等により被害の生ずる恐れのある場合は、自己の負担において、必要な雨水調整施設(以下「施設」という。)を設置すること。

## (計画規模)

第3条 施設に関する計画降雨規模の超過確率は、原則として1/6以下とする。

## (設置箇所)

第4条 施設は、原則として開発区域内に設置すること。

## (構造)

第5条 施設の構造は、防災調整池技術基準(案)、大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)、下水道雨水調整池技術基準(案)、流域貯留施設等技術基準(案)等によることを原則とする。

## (施設復旧の債務)

第6条 施設が災害等により被損した場合は、起業者が改良復旧すること。

## (管理)

第7条 施設完了後の管理については、原則として起業者又は施設利用者が行うものとし、施設の見やすい場所に管理者を明確に記載した標識を設置すること。

## (調整容量)

第8条 施設の調整容量は、開発後の計画降雨のピーク流量を、施設下流の許容する放流量まで調整するために必要な容量とし、その算定は原則として雨水調整計算による。

## (雨水排水についての協議)

第9条 起業者は、開発行為を行うに当たり、雨水排水について事前に高岡市と協議するものとし、その場合の協議先は次のとおりとする。

### (1) 放流先が準用河川の場合

高岡市都市創造部 土木維持課(河川管理者)

### (2) 放流先が公共下水道の場合

高岡市上下水道局 下水道工務課(上下水道事業管理者)

(3) 放流先が農業用施設の場合

高岡市産業振興部農地林務課

2 前項の協議に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 水理計算書

(2) 構造計算書

(3) 添付図面等

ア 位置図

縮尺1/10,000程度の地形図とし、放流先等協議が必要と思われる箇所を含め開発区域を明示する。

イ 開発区域及びその周辺の現況地形図

縮尺1/2,500とし、流域界を記入する。また、開発区域の現況写真等をカラーで数枚添付すること。

ウ 下流部協議が必要と思われる箇所の平面図及び縦横断図

縮尺1/10,000程度とし、縦横断の箇所も記入して1枚にまとめる。

エ 開発区域及びその周辺の雨水排水系統図

縮尺1/1,000程度とし、雨水対策の施設及び排水の流向を記入する。

(4) 調査資料、その他参考資料

※ 道路関係に関する諸手続き

- 1 開発行為により設置する道路を既認定市道に取り付ける際には、道路法第24条に基づく許可後に工事に着手すること。  
併せて道路使用願いを公安委員会(警察)に提出し許可を得ること。
- 2 開発行為により設置される道路が、国道又は県道に接続する場合には、開発行為者が事前に各道路管理者と取付け協議を行い、諸手続きを行うこと。
- 3 道路用地と民有地境に、折れ点毎に境界線(市指定の境界標)を設置すること。
- 4 電柱は民有地に立て込むとともに、電柱毎に市街灯(LED)を設置し1年間メンテナンスを行うこと。
- 5 交差点等見通しの悪い箇所には、カーブミラー及び交差点マークを設置すること。
- 6 開発行為により設置される道路が、既認定市道に接続する部分の詳細図を添付すること。
- 7 完了検査後1年間、舗装に段差や亀裂が生じた場合、オーバーレイ又は舗装の打ち替えの措置を講じること。
- 8 上記以外の項目については、担当課と事前に協議すること。

※ 公園関係に関する諸手続き

- 1 公園内において、完了検査前に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて引き渡し後に占用しようとするときは、占用物について事前に花と緑の課と協議を行い、引き渡しと同時に占用許可申請を行うこと。
- 2 照明灯は完了検査後、1年間メンテナンスを行うこと。
- 3 植栽は完了検査後、1年間の枯補償を行うこと。

※ 建築関係に関する諸手続き

- 1 建築基準法に基づく建築物(ごみ集積場等)を整備する場合は、確認申請を提出すること。